

総代の皆様
総代会には本書を忘
れずにお持ちください



令和2年度

第55回通常総代会

令和元年度事業報告／令和2年度事業計画



成田市農業協同組合

日時／令和2年3月28日
午前9時30分

会場／成田国際文化会館(大ホール)

令和2年度 第55回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 議 長 選 任
5. 書 記 指 名
6. 議 案 審 議
(第1号議案～第10号議案)
7. 閉 会

J A 綱 領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

表紙の紹介

JA成田市新店舗は令和2年1月14日に開所いたしました。本所及び3支所を再編した新中央支所としての役割を果たすとともに、地域の拠点として組合員・利用者の皆様に愛され、親しまれ、信頼される店舗を目ざして参ります。

組合長挨拶

令和2年度第55回通常総代会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中総代の皆様方には御出席を頂き誠にありがとうございます。ご来賓の皆様方には公私ともにご多用のなか御臨席を賜わり厚く御礼申し上げます。日頃よりJA事業全般にわたりまして、特段のご理解ご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、昨年は9月、10月の豪雨や台風など度重なる自然災害により、県内外に甚大な被害が生じました。被災された皆様方にお見舞い申し上げますと共に一日も早い復旧が果たされますことを願っております。

JAグループでは、災害発生から迅速に政府や行政への災害支援要請を行ってまいりました。その結果、農業再建への助成制度が早期に創設され農業者への力添えとなられたと思います。JA成田市としては管内の被災された組合員への支援として、パイプハウス等の取り壊しに人的支援を実施しました。JA役員、千葉県中央会や各連合会、全国域から延べ120人を超える人的支援を実施しました。

当JA自己改革として計画した組織基盤整備に基づく支所の再編、本所の新築、移転につきましては建築が予定通り進み、本年1月8日(水)に完成引渡しをうけ、竣工式を執り行いました。1月14日(火)には成田市長小泉一成様を来賓としてお招きし、新店舗の開所式を執り行い業務を開始しました。1月25日(土)には本所・中央支所落成祝賀会を成田ビューホテルにて、行政関係者、市内団体、JAグループ各連合会、中央地区、八生地区、豊住地区の各農家組合長をお招きして実施いたしました。再編にご理解頂きました3地区の組合員の皆様には心から感謝申し上げますと共に今後は出向く体制をより強化し、組合員皆様との絆をより深める事業展開を図って参ります。令和元年度事業収支状況につきましては事業利益82百万円、経常利益1億67百万円となりましたが、本所の移転等に伴い抜本的な土地の再評価を行い減損会計処理を実施しました。その結果、当期損失金は4億2百万円となりました。また、自己資本比率は12.05%となり前期末より1.00%減少しましたが、当期末処分剰余金として2億70百万円余を計上し、出資配当金の支出を提案させていただきます。

本年度事業収支計画につきましては新店舗(本所)の機能を核としてJAの総合力を発揮し組合員の満足度向上を図り、事業収益を積上げ事業管理費の節減に務め、当期剰余金は1億円を目標に事業展開をして参ります。

JAグループでは昨年3月に第28回JA全国大会を開催し、「創造的自己改革の実践」として引き続き「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」へのさらなる挑戦と、それを支える「持続可能な経営基盤の確立・強化」に重点的に取り組むことを決議しました。組合員・地域の皆様とともに「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に向け、組織の総力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに皆様方の御健勝とご繁栄を御祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



代表理事組合長
設 楽 憲 一

提出議案

第1号議案	定款の一部変更について	(4頁)
第2号議案	定款附属書総代選挙規程の一部変更について	(7頁)
第3号議案	成田市農業協同組合理約の一部変更について	(8頁)
第4号議案	信用事業規程の一部変更について	(10頁)
第5号議案	令和元年度事業報告及び剰余金処分案の承認について ※貸借対照表・損益計算書・注記表は、既にみのり監査法人及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。(定款41条第3項)	(12頁)
	令和元年度剰余金処分案)	(43頁)
	(独立監査人の監査報告書)	(44頁)
	(監査報告書)	(46頁)
第6号議案	令和2年度事業計画設定について	(52頁)
第7号議案	令和2年度における理事及び監事の報酬について	
	① 令和2年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。	
	② 令和2年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。	
第8号議案	退任理事に対する退職慰労金の支給について	(63頁)
第9号議案	退任監事に対する退職慰労金の支給について	(64頁)
第10号議案	役員の選任について	(65頁)
【附帯決議】	① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。	
	② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。	
【報告事項】	1. 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について	(25頁～42頁)
	2. JAバンク基本方針について	(67頁～68頁)
●議決権行使書・委任状		(69頁～71頁)

メ 毛

〔変更理由〕

- ① 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月14日公布）により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされたことによる所要の修正。
 - ② 「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、令和2年4月1日を施行日として、農地利用集積円滑化事業に関する規定が削除等されることとなったことによる所要の修正。
 - ③ 「農業協同組合法」に沿った事業へ適正化することによる所要の修正。
- 以上のため、定款の一部を変更する。

新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>第2章 事業</p> <p>（事業）</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（10） この組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農地等を利用して行う農業の経営</u></p> <p><u>（11） この組合の地区内にある農業用施設のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農業用施設を利用して行う農業の経営</u></p> <p><u>（11の2）</u> この組合の地区内にある農業用施設を利用して研修等事業を行う場合における農業の経営</p> <p>（12）～（48）（略）</p> <p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>第2章 事業</p> <p>（事業）</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p><u>（10） 農地利用集積円滑化団体として研修等事業を行う場合における農業の経営</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（11）</u> この組合の地区内にある農業用施設を利用して研修等事業を行う場合における農業の経営</p> <p>（12）～（48）（略）</p> <p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p>

新	旧
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
第9条 (略)	第9条 (略)
(事業規程等)	(事業規程等)
第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第47号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 <u>(削除)</u>	第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第47号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。
<u>2</u> 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。	<u>2</u> 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。
<u>3</u> 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。	<u>3</u> 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。
<u>4</u> 第7条第1項第10号から第11号の2までの事業の実施に当たっては、農業経営規程の定めるところによるものとする。	<u>4</u> 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。
<u>5</u> 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。	<u>5</u> 第7条第1項第10号及び第11号の事業の実施に当たっては、農業経営規程の定めるところによるものとする。
<u>6</u> 第7条第1項第21号から第23号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。	<u>6</u> 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。
<u>7</u> 第7条第1項第24号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。	<u>7</u> 第7条第1項第21号から第23号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。
	<u>8</u> 第7条第1項第24号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。
第11条 (略)	第11条 (略)
第3章～第4章 (略)	第3章～第4章 (略)
第5章 役職員	第5章 役職員
第29条 (略)	第29条 (略)
(役員欠格事由)	(役員欠格事由)
第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。	第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>	(3) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u>

新	旧
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
第31条～第35条 (略)	第31条～第35条 (略)
(役員の責任) 第36条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、 (削除) 農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	(役員の責任) 第36条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2～6 (略)	2～6 (略)
第37条～第38条 (略)	第37条～第38条 (略)
第5章の2 会計監査人 (略)	第5章の2 会計監査人 (略)
第6章 総会	第6章 総会
第39条～第40条 (略)	第39条～第40条 (略)
(総会の決議事項) 第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。	(総会の決議事項) 第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、 (削除) 農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止	(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止
(3)～(19) (略)	(3)～(19) (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
第42条～第51条 (略)	第42条～第51条 (略)
第7章～第10章 (略)	第7章～第10章 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	<u>(追加)</u>

〔変更理由〕

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立(令和元年6月14日公布)により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされたことによる所要の修正。

新 旧 対 照 表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) (略) <u>(2) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (3)～(4) (略) 第2条～第25条 (略) 附則 (略) <u>附則 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u> 別表 (略)	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) (略) <u>(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> (3)～(4) (略) 第2条～第25条 (略) 附則 (略) <u>(追加)</u> 別表 (略)

第3号議案

成田市農業協同組合規約の一部変更について

〔変更理由〕

- ① 農業経営基盤強化促進法に沿った規約の整備を要するため。
- ② 項ずれ、誤植の修正等、所要の修正。

新 旧 対 照 表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第53条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>11 特定農地貸付事業 (特定農地貸付事業)</p> <p>第54条 この組合は、組合員から農地を借受け、農業者以外の者に農地を貸付ける。特定農地貸付事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、特定農地貸付規程の定めるところによる。</p> <p>12 老人福祉事業 (老人福祉事業)</p> <p>第55条 この組合は、高<u>齢</u>者対策を進めるため老人福祉事業を行う。</p> <p>② 前項の事業は、行政及び関連団体と十分連携をとり実施するものとする。</p> <p>13 農業経営事業 (農業経営事業)</p> <p>第56条 この組合は、農地保有合理化法人として農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に定める研修その他の事業を実施する場合ならびに農地又は採草放牧地を利用しないで研修その他の事業を実施する場合における農業経営事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、農業倉庫業務規程の定めるところによる。</p> <p>14 農業倉庫事業 (農業倉庫事業)</p> <p>第57条 この組合は、農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、農業倉庫業務規程の定めるところによる。</p> <p>15 農産物検査事業</p>	<p>第1条～第53条 (略)</p> <p>11 <u>農地保有合理化事業</u> (<u>農地保有合理化事業</u>)</p> <p>第54条 この組合は、<u>組合員の委託を受けて、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する農地保有合理化事業を行う。</u></p> <p>② <u>前項の事業の実施については、農地保有合理化事業規程の定めるところによる。</u></p> <p>12 特定農地貸付事業 (特定農地貸付事業)</p> <p>第55条 この組合は、組合員から農地を借受け、農業者以外の者に農地を貸付ける。特定農地貸付事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、特定農地貸付規程の定めるところによる。</p> <p>13 老人福祉事業 (老人福祉事業)</p> <p>第56条 この組合は、高<u>令</u>者対策を進めるため老人福祉事業を行う。</p> <p>② 前項の事業は、行政及び関連団体と十分連携をとり実施するものとする。</p> <p>14 農業経営事業 (農業経営事業)</p> <p>第57条 この組合は、農地保有合理化法人として農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に定める研修その他の事業を実施する場合ならびに農地又は採草放牧地を利用しないで研修その他の事業を実施する場合における農業経営事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、農業倉庫業務規程の定めるところによる。</p> <p>15 農業倉庫事業 (農業倉庫事業)</p> <p>第58条 この組合は、農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業を行う。</p> <p>② 前項の事業の実施については、農業倉庫業務規程の定めるところによる。</p> <p>16 農産物検査事業</p>

新	旧
<p>(農産物検査事業) 第58条 この組合は、農産物検査業務規程の定めるところにより農産物検査事業を行う。</p> <p>(収支計画等の策定) 第59条 理事会は、毎事業年度事業計画に基づいて、資金計画及び収支計画を策定し、総会の承認を得るものとする。</p> <p>(特別会計) 第60条 この組合は、事業の執行上必要がある場合は、特別会計を設けることができる。</p> <p>(経理規程) 第61条 この組合の会計に関し必要な事項は、別に定める経理規程による。</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この規約の変更は、令和2年3月28日通常総代会承認後効力を生ずる。</p>	<p>(農産物検査事業) 第59条 この組合は、農産物検査業務規程の定めるところにより農産物検査事業を行う。</p> <p>(収支計画等の策定) 第60条 理事会は、毎事業年度事業計画に基づいて、資金計画及び収支計画を策定し、総会の承認を得るものとする。</p> <p>(特別会計) 第61条 この組合は、事業の執行上必要がある場合は、特別会計を設けることができる。</p> <p>(経理規程) 第62条 この組合の会計に関し必要な事項は、別に定める経理規程による。</p> <p>附則 (略)</p> <p>(追加)</p>

〔変更理由〕

大口信用供与等規制の見直しにかかる農協法施行令および信用事業に関する命令等の改正が、2019年10月30日および11月21日に公布（いずれも2020年4月1日施行）されたことから、一部規程を改正・整備するもの。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1 事業の種類 (略)</p> <p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 信用の供与等の限度 <u>(削除)</u></p> <p>(1) 信用の供与等の限度額 イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる信用の供与等については、(1)の規定は適用しない。 イ 国及び地方公共団体に対する信用の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与<u>(削除)</u> ロ 農業協同組合法施行令第10条第11項各</p>	<p>第1 事業の種類 (略)</p> <p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 信用の供与等の限度 <u>(1) 信用の供与等の額は次に掲げるものの合計額とする。</u> <u>イ 貸出金として農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第16条第1項に定めるもの</u> <u>ロ 債務の保証として信用事業命令第16条第2項に定めるもの</u> <u>ハ 出資として信用事業命令第16条第3項に定めるもの</u> <u>ニ イからハマまでに掲げるものに類するものとして信用事業命令第16条第4項に定めるもの</u></p> <p><u>(2) 信用の供与等の限度額</u> イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。</p> <p><u>(3) 次に掲げる信用の供与等については、(2)の規定は適用しない。</u> イ 国及び地方公共団体に対する信用の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与<u>等</u> ロ 農業協同組合法施行令第10条第11項各</p>

新	旧
<p>号に規定する信用の供与等</p> <p><u>ハ この組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等</u></p> <p><u>ニ イからハまでのほか、法令等の定めるところにより、同一人に対して(1)の限度額を超えて行うことができる信用の供与等</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に規定する信用の供与等の額、自己資本の額及び自己資本の純合計額は、法令等の定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(4) 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、(1)の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</u></p> <p><u>(5) 理事会で定める信用の供与等の決定に関する事項について、その信用の供与等先の経営状況等について定期的に理事会に報告するものとする。</u></p> <p>6～37(略)</p> <p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。</u></p> <p>参考 (略)</p>	<p>号に規定する信用の供与等</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) (2)の信用の供与等の額は、信用事業命令第17条第1項に規定する額の合計額を控除して計算するものとする。</u></p> <p><u>(5) 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、(2)の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</u></p> <p><u>(6) 理事会で定める信用の供与等の決定に関する事項について、その信用の供与等先の経営状況等について定期的に理事会に報告するものとする。</u></p> <p>6～37(略)</p> <p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>参考 (略)</p>

〔平成31年1月1日から
令和元年12月31日まで〕

事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和元年度は、第11次3か年地域農業振興計画の初年度にあたり、「農業者の所得増大と農業生産の拡大」「地域の活性化」「アクティブメンバーシップの強化」「自己改革の実践を支える経営基盤の強化」を重点項目として取り組んで参りました。

このような中、米の実績は6、7月の低温や日照不足により作況指数が「やや不良」になったことなどから、主食用米、加工用米、飼料用米を合わせて89,698俵となり集荷目標には届きませんでしたが3年目を迎える米の買取方式、自動ラック式低温倉庫を活用した販売戦略を展開し、昨年を上回る生産者価格を提示することができました。青果物については暖冬から始まった天候不順、秋口の台風被害の影響もあり、厳しい販売となりました。

地域の活性化については第4回みんなのよい食プロジェクト「稲作り体験教室・芋作り体験教室」を通じて食育の理解と地域住民との交流に努め、「久住朝市」や直売所でのイベント、職員による広報誌「みのり」の配布等地域に密着した活動を展開しました。

アクティブメンバーシップの強化については、准組合員向けに地元農業やJAを理解してもらう機会として中央会主催の「准組合員のつどい」に参加し、JAをより身近に感じてもらうよう取り組みました。

自己改革の実践を支える経営基盤の強化については、昨年度の総代会に承認いただきました新店舗の建築と支所再編成に取り組み計画通り令和2年1月に業務を開始することができました。

また、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンスプログラムを実践し、風通しのよい職場づくりに取り組みました。

収支状況は信用事業が事業総利益で計画を上回り、事業利益は82百万円、経常利益は1億67百万円となりましたが、本所の移転等に伴い抜本的な減損会計処理を行いました。その結果、当期損失金は4億2百万円となりました。また、自己資本比率は12.05%（前年比1.00%減）、不良債権比率は0.14%（前年比0.02%減）となりました。

組織基盤強化のため組合員加入運動を行いました。正組合員数、准組合員数ともに減少し、課題が残りました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

貯金は、マイナス金利政策の長期化や貯金者の高齢化に伴う相続・贈与等の増加が影響し計画を2億11百万円（計画比99.8%）下回り未達成となりましたが、個人貯金への取り組みを強化したことにより、前年を25億40百万円（前年比102.9%）上回る903億42百万円の残高となりました。

貸出金は、ローン専任担当者による住宅関連業者営業や事業間連携により担い手経営体へ出向く体制が定着し、住宅関連資金や農業関連資金は順調に推移しました。さらに、大口公共資金の実行により、計画を8億43百万円（計画比103.6%）上回り、貸出金残高は245億83百万円で貯貸率は26.38%となりました。

預金残高は、計画を1億72百万円（計画比100.3%）上回り達成しました。また、前年に対しても、9億34百万円（前年比101.7%）増加し、544億2百万円となりました。

有価証券残高は、計画を4億74百万円（計画比95.3%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、1億32百万円（前年比98.7%）減少し、97億33百万円となりました。

貯証率については、前年10.94%に対して0.17%減少し、10.77%となりました。

② 共済事業

共済専任外務職員(LA)が中心となり、全戸訪問活動を展開し、『100年3世代にお役立ちするJA共済』の実現に向けて普及活動に取り組みました。実績として長期共済新契約211億38百万円(前年比106.0%)、年金共済1億73百万円(前年比112.5%)となりました。

長期共済保有高は、2,857億円の計画に対し、2,833億13百万円(計画比99.1%)となり、前年より1億61百万円の減少にとどまりました。年金共済は保有高140億60百万円(計画比103.3%)の実績で、61百万円の純増となりました。

また、昨年の台風における建物共済の支払いは令和元年12月末現在、1,951件の18億61百万円となりました。

③ 購買事業

【購買】

自己改革の一環として農業者所得増大の為「需要予測」「重点銘柄への集約」「予約購買」に取り組みとともに肥料・農薬の早期仕入れによる価格の引下げ、全農と協力して生産資材価格の引下げに取り組みました。事業全体の供給高は5億8百万円となり計画を91百万円(計画比84.7%)下回り、前年に対しても1百万円(前年比99.8%)減少となりました。

【農業機械事業】

植付・収穫時期の繁忙期対応、年間を通しての格納点検整備、積極的な修理活動、年3回の展示会、時期ごとの実演会、共同購入トラクター等の低価格モデル商品の提案、農作業安全対策としての講習会の開催、大型特殊免許取得の呼びかけなどに取り組みました。

供給高は、2億69百万円の計画に対して、2億89百万円(計画比107.5%)役務収入は、32百万円の計画に対して、30百万円(計画比93.7%)と未達となりました。

【燃料事業】

燃料事業を酒々井事業所に集約し、ガス・燃料油の安全・安定供給を第一とし業務に取り組みました。各種キャンペーンを展開し、事業全体の供給高は、5億17百万円となり計画を72百万円(計画比87.7%)下回りましたが、利益計画は上回る事ができました。

④ 指導事業

【営農】

TAC活動を中心に生産指導と情報提供を行うとともに、生産者の所得向上のため行政と連携して経営所得安定対策に積極的に取り組みました。さらに、青壮年部及び園芸部活動を積極的に支援するとともに、食育活動として「みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」を実施し、食の大切さを次世代へ伝えました。

【生活】

組合員を対象に、2月に実施した集団検診では84名、10月に実施した人間ドックでは58名が受診されました。また、家の光・農業新聞の購読者を募りJA生活教育文化活動を広めると共に、JA女性部の組織強化を図りました。さらに、税金・法律相談、資産の有効活用等、組合員の生活の安定と地域の発展に向け積極的な事業展開を行いました。

⑤ 販売事業

【米穀】

買取販売と均一化装置などの最新設備の活用により、有利販売を実現しました。また、フレコンタンクの貸出し制度を継続実施し18軒で5,400俵が紙袋からフレコン化された事により生産者の労力軽減に寄与しました。令和元年度の作況指数97(やや不良)が集荷にも影響したことから、集荷数量104,000俵の計画に対し89,698俵(計画比86.2%)の実績でした。取扱高は9億32百万円の計画に対して12億7千万円(計画比136.8%)と達成しました。

【園芸】

青果物は、基幹品目である甘藷が前年に比べ高値での販売となりましたが、9月以降、度重なる台風により施設が大きな被害を受けたことから、復旧作業に追われ、収穫・出荷作業に遅れが生じ、取扱量・販売高ともに計画を下回りました。また、梨、栗については、生育期の干ばつから小玉傾向となりました。また、度重なる台風により果実の落果、倒木と甚大な被害を受け、大幅に出荷量が減少し計画数量・金額とも未達成となりました。人参、大根については、年明け以降、暖冬の影響により生育が順調に推移したことから、特に大根は厳しい販売となりました。秋冬野菜についても台風被害の復旧作業に追われたことにより、出荷作業が出来なかったことから低調な販売となりました。

結果、野菜・果実の販売実績は4億31百万円(計画比64.1%、前年比87.7%)となりました。

直売所についても、台風の影響で生産者からの青果物の持込が減ったことにより売上が減少しましたが、買取販売品を加えると売上実績では82百万円(計画比122.1%、前年比94.2%)となりました

【加工販売】

園芸課と連携を取りながら野菜を中心に地場利用の拡大を図りましたが、不安定な天候に左右され収穫量が伸びなかったことから地場利用率は53.1%で前年を2.3%下回りました。又、成田栗も落果してしまい前年度の3割程度の調達となりました。

甘藷(クイックスイート)は加工や量販店向けなど需要に応じた販売に取り組みました。干し芋の「甘芋ん」は、販売競合から前年比82.3%、「鉄砲漬」は前年比128.1%の販売量でした。販売高は、5億91百万円(計画比88.5%、前年比90.0%)となりました。

⑥ 福祉事業

訪問介護は、要員不足と高齢化の影響で利用者の確保ができず収益は計画比47.1%となりました。通所介護の稼働率は79.7%、収益は計画比99.0%となりました。居宅介護支援の利用者数も計画に未達で収益は89.3%となりました。全体の事業収入は85百万円(計画比89.2%、前年比96.1%)で終了となりました。

⑦ 資産管理事業

全農施主代行方式によりマンションの建築と、賃貸住宅の修繕などを行いました。現在賃貸管理を行っている物件の大半が築後20年を超えているため、ニーズに合った間取りへの改修を行い、組合員の収益増加に努めました。事業収入は、23百万円(計画比93.1%前年比92.0%)となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

一 月	4日	決算棚卸監事監査(～7日) 全国監査機構「期末監査I」
	23日	第26回酒々井農産物等直売組合総会
	25日	税金・法律相談
	28日	全国監査機構「期末監査II」(～2/1)
	30日	総務・金融・経済委員会、監事会、理事会
	31日	ファッションフェア2019(～2/1) 成田市農業再生協議会総会
二 月	1日	事業計画必達役職員大会 資産管理組合役員会
	7日	栗剪定講習会
	12日	決算監事監査(～13日)
	13日	税務研修会 新規就農者水稲講習会
	18日	第45回青壮年部通常総会
	25日	税金・法律相談
	26日	第17回JA成田市産直組合総会
27日	金融委員会、監事会、理事会	
三 月	1日	地区別説明会(～6日)
	6日	JA全国大会
	8日	農業機械スプリングフェア
	13日	女性部移動総会
	16日	久住朝市
	25日	税金・法律相談
28日	総務委員会、監事会、理事会	
30日	第54回通常総代会、監事会、理事会	
四 月	2日	第38回園芸部通常総会
	3日	新店舗新築工事地鎮祭式典
	8日	JAバンク教育本贈呈式(成田市)
	9日	JAバンク教育本贈呈式(酒々井町)
	15日	支所業務監事監査(～16日)
	17日	第44回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
	20日	第4回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室「種まき作業」
24日	監事と代表理事等との定期的会合、金融委員会、理事会	
25日	税金・法律相談	



ファッションフェア2019
(1月31日～2月1日)



事業計画必達役職員大会
(2月1日)



第54回通常総代会
(3月30日)



新店舗新築工事地鎮祭式典
(4月3日)

五
月

- 18日 第4回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『田植え作業』
- 23日 監事会、理事会
- 25日 第4回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験教室『植付作業』
- 27日 財務諸表監査予備調査(～29日)
税金・法律相談
- 31日 第26回JA成田市年金友の会ゴルフ大会



第4回みんなのよい食プロジェクト田植え作業
(5月18日)

六
月

- 2日 山田としお総決起大会
- 3日 新規就農者水稻講習会
- 8日 農機ふれあい展示会(～9日)
- 13日 第5回JA成田市年金友の会パークゴルフ大会
新盆展示会(～16日)
- 15日 宝田農産物直売所「創業祭」
- 17日 総代選挙公告
- 18日 みのり監査法人「期中監査I」(～21日)
- 22日 年金相談会(本所)
- 23日 第11回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(～7月20日)
- 25日 酒々井農産物等直売所「夏野菜イベント」
(～26日)
税金・法律相談
- 26日 金融委員会、監事会、理事会
- 27日 上半期決算棚卸監事監査(～7月3日)



第11回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(6月23日)

七
月

- 3日 新規就農者水稻講習会
- 4日 山田としお街頭演説会
- 5日 総代候補公告
- 9日 年金友の会理事会
- 11日 第46回JA成田市資産管理組合定期総会
- 12日 JA成田市女性部手芸教室
- 13日 宝田農産物直売所「盛夏イベント」
- 20日 第4回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『中間管理作業』
年金相談会(酒々井)
- 25日 総務・金融・経済委員会、理事会、監事会
税金・法律相談
- 29日 上半期決算監事監査(～30日)



第4回みんなのよい食プロジェクト中間管理作業
(7月20日)

八
月

- 2日 地区別説明会(～7日)
- 20日 令和元年度産米初検査(赤荻低温倉庫)
- 26日 金融委員会、監事会、理事会
税金・法律相談
- 29日 第59回成田市粟生産組合通常総会



令和元年度米初検査
(8月20日)

九月

- 26日 税金・法律相談
- 27日 監事会、理事会
- 28日 みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『稲刈り作業』

十月

- 1日 台風・大雨被害に対するJAグループ千葉県域支援隊が管内で活動(～11月1日)
- 8日 事業所業務監事監査
- 18日 監事会
- 19日 久住朝市
- 22日 酒々井農産物等直売所「収穫感謝イベント」(～24日)
- 24日 第44回農業機械大展示会(長生郡)(～26日)
金融委員会、理事会
- 25日 税金・法律相談
- 26日 第4回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験教室「収穫祭」
- 30日 第27回JA成田市年金友の会ゴルフ大会

十一月

- 6日 県常例事後確認検査(～7日)
第45回成田市農業青年団体 農政座談会
- 7日 成田市産業まつり食味コンテスト
台風・大雨被害に対するJA成田市の支援隊が県内各地で活動(～22日)
- 14日 第43回JA成田市年金友の会親睦旅行(伊豆)(～15日)
- 16日 第39回成田市産業まつり(～17日)
年金相談会(本所)
- 20日 農業機械実演会
- 22日 千葉県秋冬野菜販売出陣式
- 23日 第41回酒々井町ふるさとまつり
- 25日 みのり監査法人「期中監査Ⅱ・Ⅲ」(～28日)
税金・法律相談
- 28日 新規就農者水稻講習会
- 29日 監事と代表理事等との定期的会合、金融委員会、監事会、理事会

十二月

- 2日 資産管理組合視察旅行(～3日)
- 10日 青壮年部と役職員の対話集会
酒々井農産物等直売所年末イベント「年末感謝祭」
- 12日 窓口担当者ロープレ選考会 県大会
- 14日 宝田農産物直売所イベント「年末感謝祭」(～15日)
- 19日 自由民主党林幹雄幹事長代理へ「次期食料・農業・農村基本計画に関する要請書」を提出
- 21日 第1回全体役員推薦会議
久住朝市「年末感謝祭」
- 23日 監事会、理事会
- 24日 成田市長、酒々井町長へ「次期食料・農業・農村基本計画に関する要請書」を提出
- 25日 税金・法律相談
- 27日 決算棚卸監事監査(～1月7日)



第4回みんなのよい食プロジェクト稲刈り作業
(9月28日)



第4回みんなのよい食プロジェクト収穫祭
(10月26日)



千葉県秋冬野菜販売出陣式
(11月22日)



第1回全体役員推薦会議
(12月21日)

(3) 財務・事業実績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	28年度	29年度	30年度	令和元年度(当期)
財 務	事 業 利 益	213,521	78,456	127,376	82,909
	経 常 利 益	244,708	132,879	165,312	167,210
	当 期 剰 余 金	110,751	94,116	100,085	▲402,146
	総 資 産	96,623,884	96,599,157	95,839,139	97,789,941
	純 資 産	5,904,536	5,928,446	5,998,588	5,618,393
信 用 事 業	貯 金	88,591,335	88,341,578	87,802,327	90,342,161
	預 金	55,815,292	55,345,988	53,468,577	54,402,632
	貸 出 金	21,294,990	21,097,885	23,790,403	24,583,516
	有 価 証 券	10,664,588	10,977,208	9,865,870	9,733,170
	国 債	—	—	—	—
	そ の 他	10,664,588	10,977,208	9,865,870	9,733,170
共 済 事 業	長期共済保有高	289,459,614	287,458,847	283,475,005	283,313,505
	短期共済新契約掛金	298,464	302,814	294,343	302,811
購 買 事 業	購買品供給・取扱高	1,807,816	1,494,832	1,497,914	1,314,852
販 売 事 業	受託販売品販売・取扱高	1,419,323	1,376,623	835,417	774,234
	買取販売品販売・取扱高	735,226	953,586	1,504,349	1,611,518

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率12.05% (令和元年12月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

① 地域農業振興と自己改革

第11次3か年地域農業振興計画の第2年度として、現在の取り組み状況を検証しつつさらなる自己改革に取り組みます。具体的には、担い手の期待に応えられる営農指導員の育成と総合事業体としての機能を発揮した提案型の渉外活動を進め、今まで以上に地域に密着した必要とされるJAを目指します。

② 強固な経営基盤の構築

農業従事者の高齢化と後継者不足による組織基盤の弱体化と金融をはじめとして厳しさを増す事業環境は、経営基盤に大きな影響を与える事が懸念されます。また、築50年を超える施設や一層の効率化を必要とする部門への対応も急務となります。そのためには、ITを活用した事務処理の促進と職員のレベルアップに向けた教育を充実させます。

また、老朽化施設の見直しや再編成も視野に入れながら自己資本の充実を図り、持続可能な経営基盤を確立してまいります。

③ コンプライアンス態勢の強化

企業倫理の向上と健全な事業活動が求められる中、コンプライアンスプログラムの充実はもとより、部門毎の支所・事業所巡回や内部監査の充実による内部けん制機能の強化を図り、万全な内部統制を構築します。また、組合員はもとより地域社会への貢献を通じてJA成田市の社会的信頼を高めてまいります。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

① 通常総代会

総代会日現在総代数	521名	
出席総代数	実際に出席した総代	243名
	代理人	10名
	書面	110名
	計	363名
出席准組合員数	0名	

重要な議事及び決議事項

第1号議案 組織再編成について
 第2号議案 資産の取得について
 第3号議案 定款の一部変更について
 第4号議案 成田市農業協同組合規約の一部変更について
 第5号議案 監事監査規程の一部変更について
 第6号議案 信用事業規程の一部変更について
 第7号議案 平成30年度事業報告及び剰余金処分案の承認について
 ※貸借対照表・損益計算書・注記表は既に全国農業協同組合中央会及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。(定款41条第3項)
 平成30年度剰余金処分案
 (独立監査人の監査報告書)
 (監査報告書)

第8号議案 会計監査人の選任について
 第9号議案 第11次3か年地域農業振興計画・経営計画について
 第10号議案 平成31年度事業計画設定について
 第11号議案 平成31年度における理事及び監事の報酬について

① 平成31年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
 ② 平成31年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。

【付帯決議】① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項に修正加除を要するときは、その処理を理事会に一任する。
 ② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。

【報告事項】 貸借対照表・損益計算書・注記表及び付属明細書の報告について
 JAバンク基本方針について

(2) 組合員の状況

① 組合員数

(単位：組合人数)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減		
正組合員	個人	3,357	53	104	3,306	▲51	
	法人	農事組合法人	1	-	-	1	-
		その他の法人	3	-	-	3	-
		計	3,361	53	104	3,310	▲51
准組合員	個人	4,251	108	131	4,228	▲23	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	1	-	-	1	-	
	その他の団体	6	-	-	6	-	
計	4,258	108	131	4,235	▲23		
合計	7,619	161	235	7,545	▲74		
備考：当期末正組合員戸数		3,055戸					
当期末准組合員戸数		3,781戸					

② 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末現在	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	718,969	13,256	23,553	708,672	▲ 10,297	
	法人	農事組合法人	1	-	-	1	-
		その他の法人	114	-	-	114	-
		計	719,084	13,256	23,553	708,787	▲ 10,297
准組合員	個人	365,628	14,932	19,466	361,094	▲ 4,534	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	5	-	-	5	-	
	その他の団体	3,073	-	-	3,073	-	
	計	368,706	14,932	19,466	364,172	▲ 4,534	
処分未済持分		11,513	5,396	7,919	8,990	▲ 2,523	
合計		1,099,303	33,584	50,938	1,081,949	▲ 17,354	
摘要：(1)出資1口金額				1,000円			
(2)当期末払込済出資総額				1,081,949,000円			

(3) 役員の状況

役員の氏名及び役職等

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	設 楽 憲 一	常 勤	有	
専務理事	西 山 重 男	常 勤	無	経 済 事 業
常務理事	栗 原 廣 行	常 勤	無	金 融 ・ 共 済 事 業
理 事	土 肥 昇	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	高 石 繁 男	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	加 藤 邦 雄	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	幡 谷 公 生	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	佐 瀬 弘 一	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	根 本 秀 夫	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	大 木 清 志	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	居 初 正 芳	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	瀧 澤 良 一	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	山 口 和 久	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	横 瀬 隆 弘	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	吉 川 弘 義	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	大 木 正 義	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	篠 田 貞 夫	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	石 渡 潤 一	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	斉 藤 孝 壹	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	岡 野 貴 美 江	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	澤 田 節 子	非 常 勤	無	総 務 委 員
代表・常勤監事	上 原 英 隆	常 勤	無	
監 事	丸 久 璋	非 常 勤	無	
監 事	高 梨 誠	非 常 勤	無	
監 事	岩 澤 潤 一	非 常 勤	無	
監 事	野々宮 秀 樹	非 常 勤	無	(員 外)

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 西橋久仁子氏及び公認会計士 高戸満男氏であります。

(5) 職員の状況

職員数の増減

(単位：人)

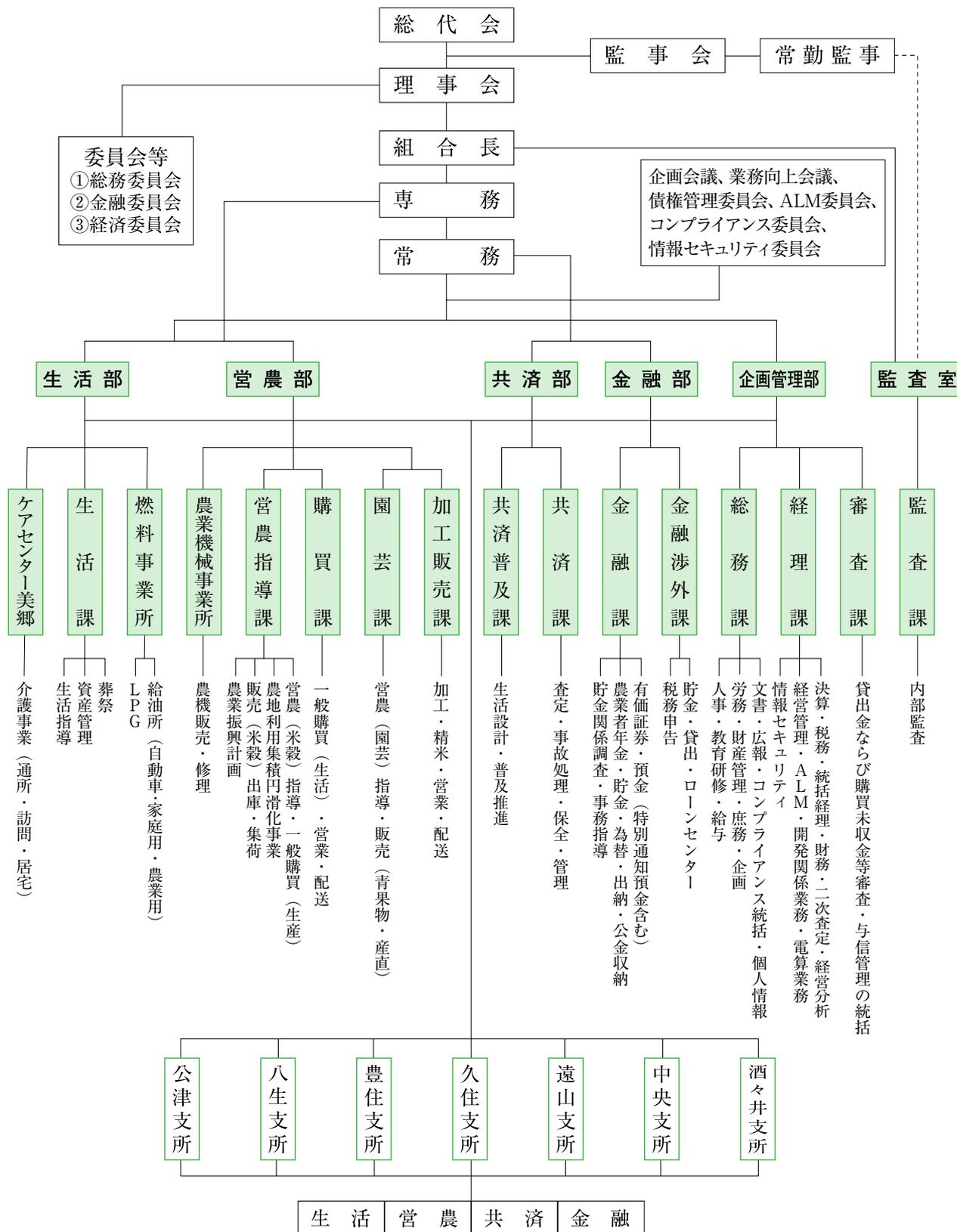
区 分	前年度末	当年度増	当年度減	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1 5 4	5	1 0	9 2	5 7	1 4 9
営農指導員	9	—	—	9	—	9
生活指導員	1	—	—	—	1	1
嘱託職員	2 6	1	3	1 1	1 3	2 4
合 計	1 9 0	6	1 3	1 1 2	7 1	1 8 3

備考：年度末職員数には期末退職者は含みません

(6) 組織の構成

① 組合の機構

成田市農業協同組合機構図



※審査担当役員は専務理事とする

② 組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
年 金 友 の 会	4,304名	宝 田 産 直 組 合	56名
青 壯 年 部	23名	酒々井町農産物等直売組合	33名
女 性 部	99名	資 産 管 理 組 合	54名
園 芸 部	64名		

(7) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	公津支所	成田市宗吾3-470-1	
〃	八生支所	成田市松崎1430	
〃	豊住支所	成田市北羽鳥2029	
〃	久住支所	成田市久住中央1-6-1	
〃	遠山支所	成田市小菅1417-1	
〃	中央支所	成田市寺台292	
〃	酒々井支所	酒々井町酒々井1670-1	
〃	本 所	成田市寺台292	
事務所兼倉庫	経済センター	成田市宝田912-1	
店舗	宝田直売所	成田市宝田912-1	
〃	酒々井直売所	酒々井町酒々井1677	
〃	農業機械事業所(宝田)	成田市宝田912-1	
〃	〃 (十余三)	成田市十余三68-45	
〃	〃 (酒々井)	酒々井町中川104-2	
〃	燃料事業所(給油所・LPG)	酒々井町中川104-2	
加工場	園芸センター	成田市十余三68-161	
集荷場	〃	成田市十余三68-161	
精米工場	〃	成田市十余三68-161	
農業倉庫	米麦流通合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市宝田912-1	
〃	品質向上物流合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市赤荻字清水田1595-1	
〃	赤荻低温倉庫	成田市赤荻字清水田1608-1	
〃	酒々井低温倉庫	酒々井町酒々井1670-1	
介護	ケアセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	

② 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

イ 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	11	-	1	10

ロ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店数	無し		

事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細（施行規則第142条第1項第1号）

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総会(又は総代会)で定められた報酬等限度額
理 事	36,189	36,190
監 事	10,236	10,370
合 計	46,426	46,560

(注1) 当期中の役員退職慰労金の支払額はありません。

(2) 役員の兼職等の明細（施行規則第142条第2号）

役職名	区 分		氏 名	兼職先名又は兼事業業名	兼職先での役職名
	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事 組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国共済農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常 勤	有	設楽 憲一	農林中央金庫 千葉支店	運営委員

(3) 役員との間の取引の明細（施行規則第142条第3号）

役員との間の取引の明細はありません。

令和元年度 貸借対照表

[令和元年12月31日現在]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	89,571,555	1 信用事業負債	90,721,817
(1) 現金	501,175	(1) 貯金	90,342,161
(2) 預金	54,402,632	(2) その他の信用事業負債	379,656
系統預金	54,232,115	未払費用	30,110
系統外預金	170,517	その他の負債	349,545
(3) 有価証券	9,733,170	2 共済事業負債	384,290
地方債	205,520	(1) 共済資金	228,133
社債	7,053,510	(2) 未経過共済付加収入	156,094
受益証券	2,474,140	(3) その他の共済事業負債	62
(4) 貸出金	24,583,516	3 経済事業負債	198,597
(5) その他の信用事業資産	355,088	(1) 経済事業未払金	162,421
未収収益	335,218	(2) 経済受託債務	256
その他資産	19,870	(3) その他の経済事業負債	35,920
(6) 貸倒引当金	△ 4,027	4 設備借入金	243,691
2 共済事業資産	7,084	5 雑負債	259,118
(1) その他の共済事業資産	7,084	(1) 未払法人税等	38,076
3 経済事業資産	1,048,051	(2) リース債務	6,929
(1) 経済事業未収金	230,237	(3) 資産除去債務	11,761
(2) 経済受託債権	2,805	(4) その他の負債	202,351
(3) 棚卸資産	790,661	6 諸引当金	146,417
購買品	129,074	(1) 賞与引当金	14,591
販売品	651,594	(2) 退職給付引当金	107,457
その他の棚卸資産	9,992	(3) 役員退職慰労引当金	24,368
(4) その他の経済事業資産	24,412	7 繰延税金負債	32,963
(5) 貸倒引当金	△ 65	8 再評価に係る繰延税金負債	184,652
4 雑資産	253,782	負債の部合計	92,171,547
(うち職員厚生貸付金)	(27,553)	(純資産の部)	
(うち特例業務負担長期前納金)	(176,965)	1 組合員資本	4,976,307
5 固定資産	2,277,146	(1) 出資金	1,081,949
(1) 有形固定資産	2,261,285	(2) 利益剰余金	3,903,348
建物	2,330,426	利益準備金	1,976,200
機械装置	445,935	その他利益剰余金	1,927,147
土地	1,131,831	特別積立金	1,181,395
リース資産	11,614	残留農薬事故対策積立金	25,000
建設仮勘定	373,728	経営基盤安定化積立金	300,000
その他の有形固定資産	1,236,703	施設整備積立金	150,000
減価償却累計額	△ 3,268,954	当期末処分剰余金	270,752
(2) 無形固定資産	15,861	(うち当期損失金)	(402,146)
リース資産	618	(3) 処分未済持分	△ 8,990
その他の無形固定資産	15,243	2 評価・換算差額等	642,086
6 外部出資	4,632,321	(1) その他有価証券評価差額金	237,755
(1) 外部出資	4,632,321	(2) 土地再評価差額金	404,330
系統出資	4,536,801	純資産の部合計	5,618,393
系統外出資	95,520	負債及び純資産の部合計	97,789,941
資産の部合計	97,789,941		

令和元年度 損益計算書

平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1 事業総利益	1,786,158	(5) 購買事業収益	1,364,146
事業収益	4,480,874	購買品供給高	1,314,852
事業費用	2,694,715	購買手数料	5,023
(1) 信用事業収益	838,292	その他の収益	44,270
資金運用収益	748,340	(6) 購買事業費用	1,135,873
(うち預金利息)	(336,771)	購買品供給原価	1,089,628
(うち有価証券利息)	(78,824)	その他の費用	46,244
(うち貸出金利息)	(307,361)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△250)
(うちその他受入利息)	(25,382)	購買事業総利益	228,273
役務取引等収益	19,938	(7) 販売事業収益	1,677,164
その他事業直接収益	63,813	販売品販売高	1,611,518
その他経常収益	6,200	販売手数料	15,130
(2) 信用事業費用	49,910	検査手数料	4,176
資金調達費用	27,128	その他の収益	46,337
(うち貯金利息)	(26,205)	(8) 販売事業費用	1,423,463
(うち給付補填備金繰入)	(194)	販売品販売原価	1,298,313
(うちその他支払利息)	(728)	その他の費用	125,150
役務取引等費用	7,374	(うち貸倒引当金戻入益)	(△771)
その他事業直接費用	25,200	販売事業総利益	253,700
その他経常費用	△9,792	(9) 保管事業収益	16,602
(うち貸倒引当金戻入益)	(△76,038)	(10) 保管事業費用	2,386
信用事業総利益	788,382	保管事業総利益	14,215
(3) 共済事業収益	451,799		
共済付加収入	419,766		
共済貸付金利息	125		
その他の収益	31,907		
(4) 共済事業費用	20,442		
共済借入金利息	125		
共済推進費	12,420		
共済保全費	3,474		
その他の費用	4,422		
共済事業総利益	431,356		

科 目	金 額	科 目	金 額
(11) 宅地等供給事業収益	27,766	5 特別利益	42,636
(12) 宅地等供給事業費用	6,351	(1) 固定資産処分益	42,636
宅地等供給事業総利益	21,415	6 特別損失	724,319
(13) 福祉事業収益	85,335	(1) 固定資産処分損	56,065
(14) 福祉事業費用	24,977	(2) 減損損失	668,253
(うち貸倒引当金戻入益)	(△45)	税引前当期損失	514,472
福祉事業総利益	60,357	法人税、住民税及び事業税	64,892
(15) その他事業収益	15,963	法人税等調整額	△177,218
(16) その他事業費用	4,895	法人税等合計	△112,325
その他事業総利益	11,067	当期損失金	402,146
(17) 指導事業収入	4,395	当期首繰越剰余金	208,975
(18) 指導事業支出	27,005	土地再評価差額金取崩額	463,923
指導事業収支差額	△22,609	当期未処分剰余金	270,752
2 事業管理費	1,703,249		
(1) 人件費	1,118,863		
(2) 業務費	138,809		
(3) 諸税負担金	68,747		
(4) 施設費	358,466		
(5) その他事業管理費	18,362		
事業利益	82,909		
3 事業外収益	85,182		
(1) 受取雑利息	743		
(2) 受取出資配当金	67,425		
(3) 賃貸料	4,432		
(4) 貸倒引当金戻入益	138		
(5) 雑収入	12,442		
4 事業外費用	881		
(1) 支払雑利息	494		
(2) 寄付金	219		
(3) 雑損失	168		
経常利益	167,210		

科 目	金 額	科 目	金 額
(11) 宅地等供給事業収益	27,766	5 特別利益	42,636
(12) 宅地等供給事業費用	6,351	(1) 固定資産処分益	42,636
宅地等供給事業総利益	21,415	6 特別損失	724,319
(13) 福祉事業収益	85,335	(1) 固定資産処分損	56,065
(14) 福祉事業費用	24,977	(2) 減損損失	668,253
(うち貸倒引当金戻入益)	(△45)	税引前当期損失	514,472
福祉事業総利益	60,357	法人税、住民税及び事業税	64,892
(15) その他事業収益	15,963	法人税等調整額	△177,218
(16) その他事業費用	4,895	法人税等合計	△112,325
その他事業総利益	11,067	当期損失金	402,146
(17) 指導事業収入	4,395	当期首繰越剰余金	208,975
(18) 指導事業支出	27,005	土地再評価差額金取崩額	463,923
指導事業収支差額	△22,609	当期未処分剰余金	270,752
2 事業管理費	1,703,249		
(1) 人件費	1,118,863		
(2) 業務費	138,809		
(3) 諸税負担金	68,747		
(4) 施設費	358,466		
(5) その他事業管理費	18,362		
事業利益	82,909		
3 事業外収益	85,182		
(1) 受取雑利息	743		
(2) 受取出資配当金	67,425		
(3) 賃貸料	4,432		
(4) 貸倒引当金戻入益	138		
(5) 雑収入	12,442		
4 事業外費用	881		
(1) 支払雑利息	494		
(2) 寄付金	219		
(3) 雑損失	168		
経常利益	167,210		

注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②時価のないもの : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

- 購買品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

4. 引当金の計上方法

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当組合が保有する本所建物及び設備等は、平成 31 年 3 月 30 日の通常総代会において本所移転が決議されたため、当事業年度において、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を短縮しています。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が 62,816 千円増加し、事業利益及び経常利益が同額減少するとともに税引前当期損失が同額増加しています。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,259,107 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 657,018 千円、機械装置 564,074 千円、その他の有形固定資産 38,013 千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、2,500,000 千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

4. 信用事業を行う組合の貸借対照表に要求される注記

① 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は 36,395 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額ははありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,395千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 357,684千円
- 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

尚、路線価による算出が不可能なものについては、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの内容等

(1) 資産グループの内容

当組合では、投資の意志決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支所、燃料事業所(NACS酒々井、LPガス)、及び遊休資産、賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

経済センター、農業機械事業所、園芸センター、ケアセンター美郷、販売、倉庫、指導の各事業については、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として相互扶助の理念に基づいた組合員の営農関連施設であり、それ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでないことから共用資産として位置づけ、これらを各支所が共有する、大きなグルーピングの単位としています。

本所については、JA全体の本所管理機能を有する施設であり、組合全体の共用資産と位置づけています。

(2) 減損損失を認識した資産の用途、種類、場所、経緯などの概要

用途	資産	種類	場所	減損損失額 (千円)	経緯	回収可能価額の 算出方法
事業用資産	本所	土地	成田市寺台292	390,102	店舗再編の決議を反映し、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
	八生支所	建物	成田市松崎1430	13,516	店舗再編の決議を反映し、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は路線価を調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		その他の有形固定資産		1,255		
		土地		16,852		
	豊住支所	建物	成田市北羽鳥2029	17,141	店舗再編の決議を反映し、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は路線価を調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		機械装置		0		
		その他の有形固定資産		606		
		土地		33,361		
	中央支所	建物	成田市寺台292	1,533	店舗再編の決議を反映し、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は路線価を調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		土地		9,408		
	久住支所	建物	成田市久住中央1-6-1	34,452	土地の時価が著しく下落しており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。	回収可能額については使用価値を採用しており、適用した割引率は3%です。
		その他の有形固定資産		2,164		
		土地		69,792		
	酒々井支所	建物	印旛郡酒々井町酒々井1670-1	5,565	土地の時価が著しく下落しており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。	回収可能額については使用価値を採用しており、適用した割引率は3%です。
その他の有形固定資産		2,147				
土地		65,465				

用途	資産	種類	場所	減損損失額 (千円)	経緯	回収可能価額の 算出方法
遊休資産	倉庫用地	土地	飯岡字岩ノ作8-3	2,837	遊休の状態であるため減損の兆候に該当します。当該資産は早期処分対象であることから正味売却価額で評価しましたが、帳簿価格を下回るため、その差額を減損損失として認識しました。	路線価を調整した価格で算出しております。
	事務所用地倉庫用地	土地	飯岡岩ノ作9-2	968		
	事務所用地倉庫用地	土地	飯岡岩ノ作9-3	1,032		
賃貸資産	農業倉庫用地	土地	成田市北羽鳥字辺田前1713-1	49	一時的な賃貸でなく、当初の取得目的に照らして計画変更があったものとして減損の兆候に該当します。遊休資産と同様に帳簿価額と正味売却価格を比較し、その差額を減損損失として認識しました。	路線価を調整した価格で算出しております
合計				668,253		

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、7.4%は水田農業等に対するものであり、当該業種をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に企画管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価マニュアル

など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.89%上昇したものと想定した場合には、経済価値が766,230千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利をその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場

価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	54,402,632	54,402,332	△299
有価証券			
その他有価証券	9,733,170	9,733,170	-
貸出金(*1)	24,611,070		
貸倒引当金(*2)	△4,032		
貸倒引当金控除後	24,607,307	25,437,016	829,979
資産計	88,742,840	89,572,519	829,679
貯金	90,342,161	90,401,494	59,333
負債計	90,342,161	90,401,494	59,333

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金27,553千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位:千円)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	4,632,321
合計	4,632,321

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,402,632					
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	300,000	100,000	500,000	2,600,000	1,600,000	4,300,000
貸出金 (*1)	1,599,988	1,564,176	1,673,772	1,633,193	1,493,807	16,618,577
合計	56,302,620	1,664,176	2,173,772	4,233,193	3,093,807	20,918,577

(*1) 貸出金のうち、当座貸越93,380千円については「1年以内」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 (*1)	71,521,049	8,766,157	9,617,639	262,632	87,413	87,268
設備借入金	37,732	35,459	34,100	34,100	34,100	68,200
合計	71,558,781	8,801,616	9,651,739	296,732	121,513	155,468

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額 (*)	
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	地方債	205,520	200,670	4,849
	社債	7,053,510	6,903,835	149,674
	受益証券	2,474,140	2,300,000	174,140
	小 計	9,733,170	9,404,505	328,664
合 計	9,733,170	9,404,505	328,664	

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金負債90,908千円を差引いた額237,755千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	400,663	663	-
受益証券	1,545,850	63,150	25,200
合 計	1,946,513	63,813	25,200

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	140,471千円
退職給付費用	24,256千円
退職給付の支払額	△27,187千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△30,082千円
期末における退職給付引当金	107,457千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	998,190千円
特定退職金共済制度	△304,227千円
確定給付企業年金制度	△586,505千円
未積立退職給付債務	107,457千円
退職給付引当金	107,457千円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	60,204千円
出向負担金受入	△370千円
退職給付費用	59,833千円

(注) 上記費用に含まれている特定退職共済制度への拠出金35,947千円は「福利厚生費」で処理しています。

2. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき存続組合から将来見込額として示された特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,499千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は174,954千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4,035千円
未払費用否認額	4,546千円
退職給付引当金	29,722千円
役員退職慰労引当金	6,740千円
減価償却超過額	39,055千円
資産除去債務	3,253千円
減損損失（土地）	16,984千円
その他	2,021千円
繰延税金資産 小計	106,360千円
評価性引当額	△48,338千円
繰延税金資産 合計（A）	58,021千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△90,908千円
固定資産（資産除去債務対応）	△76千円
繰延税金負債 合計（B）	<u>△90,985千円</u>
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△32,963千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税引前当期損失のため省略しております。

（3）税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「特別法人事業税及び特別法人事業譲渡税に関する法律」が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.67%から27.66%に変更されました。この変更による影響は軽微です。

X その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の倉庫等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～23年、割引率は0.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,712千円
時の経過による調整額	48千円
期末残高	<u>11,761千円</u>

2. 貸借対照表上に計上している以外の資産除去債務

当組合は、遠山支所排水溝、公津支所雨水排水パイプ使用、経済センター駐車場、園芸センター施設等に関して、不動産賃貸契約に基づき、退却時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該駐車場、施設用地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,099,303	33,584	50,938	1,081,949
利 益 剰 余 金	3,852,440	186,777	135,869	3,903,348
利益準備金	1,951,200	25,000	—	1,976,200
その他利益剰余金	1,901,240	157,089	135,869	1,927,147
特別積立金	1,181,395	—	—	1,181,395
残留農業事故対策積立金	25,000	—	—	25,000
経営基盤安定化積立金	300,000	—	—	300,000
施設整備積立金	50,000	100,000	—	150,000
当期末処分剰余金	344,844	61,777	135,869	270,752
処分未済持分	△ 11,513	△ 5,396	△ 7,919	△ 8,990
合 計	4,940,230	214,965	178,888	4,976,307

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	
有 形 固 定 資 産	建 物	2,560,983	8,670	239,277 (72,208)	2,330,426	98,811	1,829,748	78.65%
	機 械 装 置	499,949	18,169	72,183 (0)	445,935	22,110	341,330	76.75%
	土 地	1,881,863	—	759,032 (589,871)	1,131,831			
	リ ー ス 資 産	10,770	844	—	11,614	1,957	5,640	48.57%
	建 設 仮 勘 定	—	373,728	—	373,728			
	その他の有形固定資産	1,303,816	41,741	108,854 (6,173)	1,236,703	39,912	1,092,234	88.55%
	計	6,257,382	443,154	1,170,297 (668,253)	5,530,239	162,792	3,268,954	
無 形 固 定 資 産	リ ー ス 資 産	1,236	—	618	618	618		
	その他の無形固定資産	22,404	2,253	9,414 (—)	15,243	9,414		
	計	23,640	2,253	10,032 (—)	15,861	10,032		
合 計	6,281,023	445,407	1,180,329 (668,253)	5,546,101	172,824			

注1 当期減少額の括弧内の金額は当年度の減損損失の金額です。また、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額です。

注2 建設仮勘定の当期増価額は新店舗建設に係るものです。

(3) 外部出資の明細 (施行規則第141条第1項第3号)

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	千葉県厚生農業協同組合連合会	370	—	—	370
	農 林 中 央 金 庫 (うち後配出資)	3,129,101 (3,018,000)	737,000 (737,000)	— (—)	3,866,101 (3,755,000)
	全国農業協同組合連合会	76,900	—	—	76,900
	全国共済農業協同組合連合会	592,200	—	—	592,200
	千葉県酪農農業協同組合連合会	1,230	—	—	1,230
	計	3,799,801	737,000	—	4,536,801
系 統 外	株				
	(株) 農 協 観 光	1,000	—	—	1,000
	(株) 日 本 農 業 新 聞	50	—	—	50
	(株) ジェイエイライフ	1,000	—	—	1,000
	(株) 千葉県JA情報センター	34,500	—	—	34,500
	そ の 他	千 葉 県 農 業 信 用 基 金 協 会	58,900	70	—
計	95,450	70	—	95,520	
合 計	3,895,251	737,070	—	4,632,321	

(4) 引当金等の明細 (施行規則第141条第1項第5号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	81,347	4,097	—	81,347	4,097
一 般 貸 倒 引 当 金	79,310	2,928	—	79,310	2,928
うち信用事業	78,083	2,891	—	78,083	2,891
うち共済事業	5	—	—	5	—
うち購買事業	253	23	—	253	23
うち販売事業	780	8	—	780	8
うちその他事業	46	0	—	46	0
うち事業外	142	4	—	142	4
個 別 貸 倒 引 当 金	2,036	1,169	—	2,036	1,169
うち信用事業	1,982	1,136	—	1,982	1,136
うち購買事業	54	32	—	54	32
賞 与 引 当 金	15,054	14,591	15,054	—	14,591
退 職 給 付 引 当 金	140,471	24,256	57,270	—	107,457
役員退職慰労引当金	20,494	3,874	—	—	24,368
合 計	257,366	46,819	72,324	81,347	150,515

(注) 一般貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率等による洗替額です。
個別貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、個別債権の回収及び回収可能性の見直しによる戻入額です。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権の明細

子会社等はありません。

(6) 事業管理費用の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	46,426
	給料手当	836,389
	(うち賞与引当金繰入額)	(14,591)
	福利厚生費	208,287
	退職給付費用	23,886
	役員退職慰労引当金繰入額	3,874
	計	1,118,863
業 務 費	会議費	5,674
	接待交際費	1,789
	宣伝広告費	1,896
	通信費	16,640
	印刷・消耗品費	19,984
	図書・研修費	7,661
	事務委託費	82,357
	旅費	2,806
計	138,809	
諸 税 負 担 金	租税公課	36,301
	支払賦課金	11,158
	分担金	21,287
計	68,747	
施 設 費	減価償却費	172,824
	保守修繕費	26,514
	保険料	12,695
	水道光熱費	37,246
	賃借料	14,408
	消耗備品費	35,853
	車両費	499
	施設管理費	58,424
計	358,466	
その他事業管理費		18,362
合 計		1,703,249

令和元年度剰余金処分手案

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	270,752,499
2. 剰余金処分数額	
出資配当金	10,725,253
3. 次期繰越剰余金	260,027,246

- (注) 1. 出資配当は年1.0%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とする。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。

<別表>

(単位：円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和元年 12月31日現在)
残留農薬事故対策積立金	残留農薬事故発生に備える	25,000,000	目標額まで	事故発生年	25,000,000
経営基盤安定化積立金	組合の資産や信用リスクなどの支出及びその他重大な臨時損失の発生に備え組合経営基盤の安定を図る	300,000,000	目標額まで	発生年	300,000,000
施設整備積立金	施設の取得、改修、解体などに充てるため	500,000,000	目標額まで	発生年	150,000,000

監 査 報 告 書

謄 本

独立監査人の監査報告書

令和2年2月27日

成田市農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西橋 久仁子 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高戸 満男 ㊞

<計算書類等監査>

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、成田市農業協同組合の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第55期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類（剰余金処分案を除く。以下同じ。）及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。計算書類等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する

ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<剰余金処分案>

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、成田市農業協同組合の平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの第 55 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

剰余金処分案に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

剰余金処分案に対する意見

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

利害関係

成田市農業協同組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成31年1月1日から令和1年12月31日までの第31事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門、職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその他の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所・支所、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 2年 2月 28日

成田市農業協同組合

代表 監 事
及び常勤監事

上 原 英 隆 

監 事

丸 又 璋 

監 事

高 梨 誠 

監 事

岩 澤 潤 一 

監 事

野々宮 秀樹 

(注) 監事野々宮秀樹は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,481,466	838,292	451,799	2,525,137	661,841	4,395	/
事業費用②	2,695,307	49,910	20,442	2,113,769	484,180	27,005	/
事業総利益③ (①-②)	1,786,158	788,382	431,356	411,368	177,661	△22,609	/
事業管理費④	1,703,249	633,836	331,491	480,593	160,142	97,185	/
(うち減価償却費⑤)	(172,824)	(49,938)	(26,488)	(71,846)	(21,258)	(3,291)	/
(うち人件費⑤')	(1,118,863)	(394,377)	(232,696)	(305,561)	(101,682)	(84,545)	/
※うち共通管理費⑥	/	220,795	147,197	78,505	29,439	14,719	△490,657
(うち減価償却費⑦)	/	(39,480)	(26,320)	(14,037)	(5,264)	(2,632)	(△87,733)
(うち人件費⑦')	/	(91,939)	(61,293)	(32,689)	(12,258)	(6,129)	(△204,310)
事業利益⑧ (③-④)	82,909	154,545	99,865	△ 69,225	17,519	△ 119,795	/
事業外収益⑨	85,044	36,407	24,271	13,392	8,380	2,593	/
※うち共通部分⑩	/	36,407	24,271	12,944	4,854	2,427	△80,904
事業外費用⑪	743	315	210	154	42	21	/
※うち共通部分⑫	/	315	210	112	42	21	△700
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	167,210	190,637	123,926	△ 55,987	25,857	△ 117,223	/
特別利益⑭	42,636	19,186	12,790	6,821	2,558	1,279	/
※うち共通部分⑮	/	19,186	12,790	6,821	2,558	1,279	△42,636
特別損失⑯	724,319	325,544	217,029	116,637	43,405	21,702	/
※うち共通部分⑰	/	325,544	217,029	115,749	43,405	21,702	△723,431
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	△514,472	△ 115,720	△ 80,311	△ 165,802	△14,990	△ 137,647	/
営農指導事業分配賦額⑲	/	42,670	13,764	70,200	11,011	△ 137,647	/
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	△514,472	△158,391	△94,076	△236,002	△26,002	/	/

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

※ 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益(事業収益591千円、事業費用591千円)を除去した額を記載しております。よって、両者は一致していません。

1. 共通管理費及び営農事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

$$\frac{\text{業務人数の割合} + \text{事業損益の割合}}{2}$$

(2) 営農指導事業

営農指導による各事業の影響度合いを配賦割合とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	45	30	16	6	3	100
営農指導事業	31	10	51	8	/	100

事業別の明細

1. 信用事業

① 貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	35,039,154
定 期 貯 金	54,602,593
定 期 積 金	700,414
合 計	90,342,161

② 貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	19,940
証 書 貸 付 金	23,719,196
当 座 貸 越	93,380
金 融 機 関 貸 付	751,000
合 計	24,583,516

③ 預金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	54,232,115
系 統 外 預 金	170,517
合 計	54,402,632

④ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	—
地 方 債	205,520
政 府 保 証 債	—
金 融 債	—
社 債	7,053,510
受 益 証 券	2,474,140
合 計	9,733,170

2. 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	当 期 末 残 高
生 命 総 合 共 済	18,796	105,391,004
終 身 共 済	5,747	54,770,540
定 期 生 命 共 済	19	415,000
養 老 生 命 共 済	3,425	22,612,783
こ ども 共 済	2,072	11,000,000
医 療 共 済	3,857	23,598,900
が ん 共 済	1,451	118,500
定 期 医 療 共 済	502	2,209,200
介 護 共 済	652	1,456,079
生 活 障 害 共 済	45	
年 金 共 済	3,098	210,000
建 物 更 生 共 済	10,125	177,922,501
合 計	28,921	283,313,505

(注) 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付全額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

② 医療共済の入院共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	3,857	21,358
が ん 共 済	1,451	9,985
定 期 医 療 共 済	502	2,525
合 計	5,810	33,868

(注) 金額は、入院共済金額です。

③ 介護共済の介護共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	652	2,198,348
生活障害共済(一時金型)	20	178,000
生活障害共済(定期年金型)	25	30,400

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金額です。

④ 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,264	1,577,143
年 金 開 始 後	834	543,970
合 計	3,098	2,121,113

(注) 金額は、年金金額（利率変動型年金にあつては、最低保障年金額）です。

⑤ 短期共済新契約高 (単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火 災 共 済	4,414,900	4,155
自 動 車 共 済		253,075
傷 害 共 済	17,330,000	1,404
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	4,000	49
賠 償 責 任 共 済		263
自 賠 責 共 済		43,861
合 計		302,811

(注) 金額は、保障金額です。

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目		購買品供給高
生 産 資 材	肥 料	162,905
	農 薬	165,655
	飼 料	4,334
	農 業 機 械	272,976
	自動車（除く二輪）	22,287
	燃 料	403,609
	そ の 他	119,431
小 計	1,151,200	
生 活 物 資	食 品	
	米	1,173
	そ の 他 食 品	15,964
	L P ガ ス	107,731
	そ の 他	38,781
小 計	163,651	
合 計	1,314,852	

4. 販売事業

① 受託販売品

(単位：千円)

品 目	取 扱 高
米	286,631
麦 ・ 豆 ・ 雑 穀	3,548
野 菜	333,675
果 実	97,751
産 直	52,627
合 計	774,234

② 買取販売品

(単位：千円)

品 目	当 年 度 末
米	989,716
産 直	30,292
加 工 販 売	591,509
合 計	1,611,518

5. 保管事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	保 管 料	16,602
	計	16,602
費 用	労 務 費	832
	保 全 管 理 費	1,052
	車 両 ・ 燃 料	296
	そ の 他 費 用	205
	計	2,386
差 引		14,215

6. 宅地等供給事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	供 給 手 数 料	4,296
	アパ-ト入居斡旋料	7,310
	アパ-ト管理手数料	11,679
	雑 収 入	4,479
計		27,766
費 用	アパ-ト入居斡旋費	5,242
	アパ-ト管理費用	449
	そ の 他 の 費 用	659
	計	6,351
差 引		21,415

7. 福祉事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末	
収	福祉収益	福祉受託料	963
		高齢者生活支援事業収益	118
		福祉雑収入	171
		計	1,254
益	介護保険事業収益	訪問介護収益	6,814
		通所介護収益	63,014
		居宅介護支援収益	14,252
		計	84,081
計		85,335	
費 用	福祉費用	労務費	19,988
		材料費	2,599
		車両・燃料費	1,247
		その他	1,142
		計	24,977
差 引		60,357	

8. 指導事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	実費収入	2,353
	指導補助金	2,041
	計	4,395
費 用	営農改善費	2,917
	組織対策費	10,477
	農政対策費	3,212
	教育情報費	6,368
	生活改善費	2,435
	業務相談費	575
	その他費用	1,017
	計	27,005
差 引		△ 22,609

基本方針

農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化、後継者不足、農産物価格の低迷、耕作放棄地の拡大など依然として厳しい状況が続いております。また、JAを取り巻く環境も前述に加え、組合員の減少、次世代との関係構築など、組織基盤の強化が喫緊の課題となっています。

令和元年5月末には、「農協改革集中推進期間」が一区切りとなったものの、引き続き第11次3か年計画で掲げた「農業者の所得増大と農業生産の拡大」「地域の活性化」「アクティブメンバーシップの確立」「自己改革の実践を支える経営基盤の強化」の実践を基軸に自己改革を更に進め、地域の農業振興や豊かな社会づくりに貢献できるよう、役職員一丸となって取り組みます。

本年度の事業運営として組織基盤の強化に向けては、行政や農業者総合支援センターなど関係機関との連携を強めます。また、組合未加入利用者への加入促進に取り組みます。経営基盤の強化はJAの特長である総合事業の強みを発揮するため、部門間の連携を一層強化し、きめ細かな組合員対応により満足度向上と事業量の増大に取り組みます。更に事業実施体制の側面などから事業管理費の見直しを図り、当期剰余金100百万円を目指してまいります。

さらに、コンプライアンス・プログラムの着実な実践により、コンプライアンスの徹底と不祥事再発防止を全役職員一体となって取り組みます。また、JA成田市のビジョンである「元気」と「安心」をお届けする地域一番のリーダーを目指しながら、組合員・利用者の満足度を自らの喜びとし、生きがいに感じる活力あふれる職場作りに努めます。本年度も地域に密着した事業に取り組んでまいりますので、組合員の皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

協同の力で農業と地域を豊かに
地域に密着した事業活動
愛され、親しまれ、信頼されるJA

指 導 事 業

基本方針

J A成田市管内の農業は、高齢化と後継者不足の環境の中で、農業を維持していく事が最重要課題となっております。第11次3か年地域農業振興計画第2年度となりますが計画達成に向けて取り組んでまいります。国の農業政策に対応し、関係機関と一体となって農業者の所得確保と経営安定に努めます。

重点実施事項

(単位：千円)

	項 目	実 施 内 容	事業費支出計画	
			前年実績	本年計画
事業計画	営農改善	組合員の所得向上を目指し、安全で安心な農産物の生産と販売体制を確立し、農業経営の安定に努めます。(公財)成田市農業センターと連携し、農地の利用集積・流動化を進め、担い手の育成・地域振興作物の振興とブランド化を進めてまいります。	2,917	2,871
	生活文化	組合員、利用者の健康増進のため、生活習慣病を中心とした各種疾病の予防・早期発見に向けて、自らが「自分の健康は自分で守る」意識の高揚を図ることを目的に、集団健康診断・巡回人間ドックの受診を促進します。また、高齢者介護について、一人ひとりの多様なニーズや住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、地場産の大豆を利用した無添加のこだわり味噌を女性部と連携して醸造し、地域へ提供して参ります。さらに文化活動の一環として家の光普及推進に取り組みます。	2,435	1,790
	組織強化	支部組織、生産組織、青壮年部、女性部とJA事業との結びつきの充実強化を図り、後継者対策に取り組みます。	10,477	10,363
	農政対策	地域農業振興や新たな米政策への取り組みと、系統組織の行う農政活動に積極的に参加します。また行政及び関係機関との連携を密にし、地域の発展に努めるとともに食育・米消費拡大運動への取り組みも継続します。	3,212	2,867
	教育情報	広報誌「みのり」を毎月発行し、地域内農業の動向・農政活動の情報を提供し、組合員との意思疎通に努め、JAの正しい理解を深めるほか、ホームページの活用による情報開示に取り組みます。定期刊行誌「びたみん」を継続して発行致します。	6,368	5,677
	都市化対策	市街化農地所有の組合員に対する税務、相続等の相談業務の実施、土地利用に関する情報の提供により有効な資産運用の推進に取り組みます。	875	810
		そ の 他	717	720
	合 計	27,005	25,098	

販 売 事 業

1. 米 穀

基本方針

本年度も買取販売を実施し、JA系統機関と連携し有利販売に取り組みます。価格設定に際しては市場動向を注視しながら進めてまいります。

重点実施事項

- ① 契約米、加工米、新規需要米を含め集荷目標104,000俵に取り組みます。
- ② 認定農業者、担い手への訪問を強化します。
- ③ 生産者農家の所得向上への販売活動に取り組みます。
- ④ 成田市農業再生協議会が実施する米政策を推進します。
- ⑤ 米トレーサビリティ法に基づく体制の充実に取り組みます。

2. 園 芸

基本方針

畑作では、後継者不足などの労働力減少により、作付面積の縮小や機械作業の出来る作物への転換が進み、これ以上の規模拡大は望めない現状にあります。そのような中、コンテナ出荷できる加工用野菜の推進や、直接販売で全量買取出来る作物提案をしてみました、園芸センターの機能をフル活用し、さらなる労力軽減作物の提案を進めてまいります。

重点実施事項

- ① クイックスイートの適切な作付面積への拡大と有利販売に取り組みます。
- ② 販売方法の多角化（市場出荷・契約販売・加工向け）に取り組みます。
- ③ 「甘芋ん」「鉄砲漬」の生産拡大と販路拡大に取り組みます。
- ④ 直売所（宝田・酒々井）間の連携による販売強化に取り組みます。
- ⑤ 成田栗のブランド化、ブランド登録へ取り組みます。
- ⑥ 成田市農業センターと連携して成田栗作付面積拡大に取り組みます。

3. 加工販売

基本方針

地場産農作物を最大限に活用し、工場の原料確保、取引先への提案、営業活動に取り組みます。また、園芸課と連携して園芸センター機能を発揮し、新鮮で安全・安心な野菜を実需者に供給してまいります。

重点実施事項

【特需】

- ① 成田ブランド品（甘芋ん、鉄砲漬け）の全国販売定着に取り組みます。
- ② 栗のムキ栗と製菓向け販売拡大に取り組みます。
- ③ 直販事業の拡大と合わせて、農産物輸出拡大に取り組みます。
- ④ 安全運転に心がけ、確実な配送に取り組みます。

【加工場】

- ① 地場産農産物を優先的に使用し、鮮度と地場利用率向上に取り組みます。
- ② 干し芋「甘芋ん」の製造拡大と安定供給に取り組みます。
- ③ 成田栗の加工拡大に取り組みます。
- ④ 安全衛生委員会を中心として衛生管理を徹底するとともに、事故防止に取り組みます。
- ⑤ 作業手順を見直し、さらなる効率化と異物混入防止に取り組みます。

【精米場】

- ① 歩留率向上と取扱量維持に取り組みます。
- ② 異物混入と、事故防止に取り組みます。

販売品取扱高

(単位：千円)

品目	本年度 計画	
	数量 (俵)	取扱高
米	104,000	1,300,000
麦・雑穀	—	4,150
青果物	—	628,685
産直	—	67,900
加工販売	—	650,000
合計	104,000	2,650,735

1. 一般購買

基本方針

組合員・地域利用者のニーズを把握し、「JAの機能と役割が評価され、利用されていく為にはどうすべきか」を基本とし、事業活動を展開してまいります。

そのためには、組合員・利用者個々の声を大切にし、頼られる地域密着型の事業展開をします。

重点実施事項

(1) 生産購買

- ① 営農指導課・園芸課（TAC）と連携し、ビニールハウス早期修復に取り組みます。
- ② 生産資材の銘柄集約、早期仕入により、安価な供給価格の実現に取り組みます。
- ③ 在庫の適正化を進め、コスト低減に取り組みます。

(2) 生活購買

- ① 組合員及び地域利用者のニーズにあった取扱品目の拡大に取り組みます。
- ② 環境や自然エネルギーを活用した商品の紹介と普及に取り組みます。

2. 農業機械事業所

基本方針

昨年、道路交通法が改正され、トラクターに作業機を装備しての走行が可能になりましたが、トラクターで道路を走行するには大型特殊免許が必要となることから、使用者へ大型特殊免許取得の呼びかけを行います。また、技術講習会や研修会に参加して、職員の技術力を高め、一層のサービス向上に取り組んでまいります。

重点実施事項

(1) 農業機械

- ① 低価格モデルなど、生産規模に応じた農機の提案を行い、組合員の農業所得拡大に取り組みます。
- ② 大型特殊免許取得の重要性を周知し、使用者への免許証取得促進に取り組みます。
- ③ 成田市農協MC安全指導連絡協議会・全農・農業センターと連携し、農機の安全使用研修会等を開催して事故防止に取り組みます。

(2) 修理・整備

- ① 移植機・収穫機・調整機の使用前整備とトラクターの無償点検を行い、繁忙期の修理低減に取り組みます。
- ② 研修会・講習会に積極的に参加し、技術力の向上を図り組合員から信頼される修理・整備に取り組みます。

3. 燃料事業所

基本方針

適正な価格設定を基本に、L P ガス事業・S S 事業共に安心・安全をモットーにより良いサービスを提供し、笑顔と元気で利用者様を迎えられますようスタッフ一同努めてまいります。

重点実施事項

- ① 組合員・准組合員の利用率向上に取り組みます。
- ② 農業用・暖房用の燃料油取扱拡大及び、配送の効率化に取り組みます。
- ③ L P ガス取引契約者への保全対策及び呼び戻しに取り組みます。
- ④ 給湯器等ガス器具の更新新規需要への積極的な普及促進に取り組みます。
- ⑤ 事故防止対策（保安点検・埋設管漏洩検知機・C O 中毒等）に取り組みます。

購買品供給高

(単位：千円)

分 類	項 目	前年度供給高	本 年 度 計 画		供 給 高 前年対比%
			供 給 高	手 数 料	
一 般 購 買	飼 料	4,334	3,926	393	90.5%
	肥 料	162,905	165,110	25,592	101.3%
	農 薬	165,655	167,960	26,034	101.3%
	生産資材	119,431	158,590	18,555	132.7%
	食 品	15,964	17,860	3,518	111.8%
	家 財	17,417	40,820	4,082	234.3%
	米	1,173	1,360	245	115.9%
	そ の 他	21,364	62,460	6,871	292.4%
	計	508,246	618,086	85,290	121.6%
農業機械事業所		289,241	284,000	51,920	98.1%
燃 料 事 業 所		517,364	540,045	100,843	104.3%
合 計		1,314,852	1,442,131	238,053	109.6%

資産管理事業

基本方針

本年度末迄の住居借入金の優遇措置を視野に住宅建築の提案と、2022年の生産緑地問題への対応を中心とした組合員の負託に応えるため、情報の提供・相談業務を充実し、財産診断・節税対策・納税資金対策等を進めてまいります。

重点実施事項

- ① 税務・法律相談を実施します。
- ② 土地有効活用相談（財産診断・全農施主代行方式等）を実施します。
- ③ 戸建住宅見学会（モデルハウス等）を実施します。
- ④ 賃貸管理業務を充実させます。

事業目標

資産管理事業収入 33,100千円

福祉事業

基本方針

利用者に元気と安心を提供できる支援を行なうと共に、継続的な支援を続けられるようサービスの向上と地域に貢献できる日常生活支援事業を構築します。さらに、JA内部をはじめ、各居宅介護支援事業所、各事業所、地域包括支援センター及び行政との関係づくりを図ります。

重点実施事項

- ① 組合員及び地域に対してJA介護事業の周知徹底（認知症を始めとする介護に関連した学びの機会等）をします。
- ② 行政をはじめ他事業所との関係づくりに取り組みます。
- ③ 各種研修への参加を継続し、職員の接遇・コンプライアンスの遵守や医療知識・介護面の対応力の向上を図り意欲を高めます。
- ④ 介護員の確保及び3事業における各種加算の取得を更に進め、体制づくりをします。

事業目標

福祉事業収入 92,620千円

信用事業

基本方針

揺るぎない経営基盤を確保のうえ、組合員・利用者に対し「サービスの提供を変える」「接し方を変える」「収益の柱を変える」ことに挑戦します。
また、他業態と差別化した価値を提供しながら、持続可能な収益構造を構築することで、組合員と地域から一層必要とされる存在を目指します。

重点実施事項

- ① 農業者との関係性をより強固なものとするため、経営に入り込んだニーズの把握、金融・非金融における問題解決方法の提供により、農業・地域の成長を支援します。
- ② 金融仲介機能を通じた農業・地域における存在感を発揮し、貸出を強化します。
- ③ 利用者のニーズ・ライフプランを踏まえた提案・コンサルティング営業を実践します。
- ④ 人員配置・業務分担の見直しにより相談業務を強化し、組合員・利用者との接点を再構築します。
- ⑤ 専門人材育成のため、「※JAバンク千葉金融マスター制度」の資格認定者を増員し、ライフプランサポートを強化します。

令和2年度目標

貯 金 : 905 億円

貸出金 : 252 億円

年金友の会 会員数の状況（支所別）

（単位：人）

	公津	八生	豊住	久住	遠山	中央	酒々井	合計
平成30年末	691	407	476	553	807	651	772	4,357
令和元年末	684	374	478	526	838	642	762	4,304
増加会員数	▲7	▲33	2	▲27	31	▲9	▲10	▲53

※JAバンク千葉金融マスター制度

JAバンク千葉では金融業務のプロとして、「組合員・利用者接点の再構築」、「ライフプランサポートの実践」、「貸出の強化」に取り組む専門人材の育成が不可欠であることから、本要領を設置し「他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築することで、農業・地域から一層必要とされる存在」となることを目指し、専門人材の育成強化を図るもの。

共 済 事 業

基本方針

エリア戦略に基づく地域特性に応じた推進活動を行い、『100年3世代にお役立ちするJA共済』の実現に向けて地域に密着したJAらしい事業活動を展開してまいります。

重点実施事項

- ① 3Q訪問活動の質的向上による、加入内容説明・あんしんチェックの取組みを強化します。
- ② 地域農業活性化に向けて取り組みます。
- ③ 『100年3世代にお役立ちするJA共済』の実現を目指し次世代・次々世代対策に取り組みます。
- ④ 保全体制の強化に取り組みます。
- ⑤ 自動車事故における対応力の強化をはかり、顧客満足度向上に取り組みます。
- ⑥ コンプライアンス態勢を徹底します。

事業目標

1. 新契約目標

長期共済	223億1,000万円	年金共済	1億5,500万円
自動車共済	5,400台	自賠責共済台数	1,810台

2. 目標

	長期共済	年金共済
保有契約高目標	2,857億円	141億円
純増加目標	24億円	1億5,500万円

総合財務計画

(単位：千円・%)

科目		前年度実績	本年度末画	前年度比	科目		前年度実績	本年度末画	前年度比
金融事業	現金	501,175	461,060	91.9	金融事業	貯金	90,342,161	90,589,644	100.2
	預金	54,402,632	54,070,211	99.3		借入金	—	—	—
	有価証券	9,733,170	9,500,000	97.6		その他信用雑負債	379,656	370,277	97.5
	貸出金	24,583,516	25,270,333	102.7		共済事業負債	384,290	410,000	106.6
	その他信用事業資産	351,060	330,388	94.1					
	共済事業資産	7,084	5,099	71.9		金融負債計	91,106,108	91,369,921	100.2
金融資産計		89,578,639	89,637,091	100.0					
経済事業	経済事業未収金	230,237	192,360	83.5	経済事業	経済事業未払金	162,421	171,500	105.5
	経済受託債権	2,805	—	—		経済受託債務	256	—	—
	棚卸資産	790,661	916,998	115.9		その他の経済事業負債	35,920	13,860	38.5
	その他の経済事業資産	24,347	1,524	6.2		経済負債計	198,597	185,360	93.3
	経済資産計	1,048,051	1,110,882	105.9		設備借入金	243,691	205,958	84.5
雑資産	253,782	225,084	88.6	雑負債	259,118	239,178	92.3		
固定資産	固定資産	5,546,101	5,690,725	102.6	諸引当金他	146,417	116,373	79.4	
	減価償却累計額	△ 3,268,954	△ 3,304,306	101.0	繰延税金負債	32,963	13,882	42.1	
	固定資産計	2,277,146	2,386,419	104.7	再評価に係る繰延税金負債	184,652	175,511	95.0	
外部出資	4,632,321	4,632,321	100.0	負債合計	92,171,547	92,306,183	100.1		
繰延税金資産	—	—	—	純資産	出資金	1,081,949	1,083,592	100.1	
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—		利益剰余金	3,903,348	4,055,529	103.8	
資産合計	97,789,941	97,991,797	100.2		処分未済持分	△ 8,990	△ 8,943	99.4	
					その他有価証券評価差額金	237,755	175,000	73.6	
					土地再評価差額金	404,330	380,436	94.0	
				純資産合計	5,618,393	5,685,614	101.1		
				負債・純資産合計	97,789,941	97,991,797	100.2		

総合収支計画

(単位：千円・%)

科目		前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%	科目		前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
信用事業収益	資金運用収益	748,340	709,692	94.8	販売事業費用	販売品販売原価	1,298,313	1,614,602	124.3
	(うち預金利息)	(336,771)	(332,936)	(98.8)		その他の費用	125,150	132,068	105.5
	(うち有価証券利息)	(78,824)	(74,000)	(93.8)		小計	1,423,463	1,746,670	122.7
	(うち貸出金利息)	(307,361)	(302,756)	(98.5)	販売事業総利益	253,700	278,468	109.7	
	(うちその他受入利息)	(25,382)	-	-	保管事業収益	16,602	14,080	84.8	
	役務取引等収益	19,938	19,764	99.1	保管事業費用	2,386	2,370	99.3	
	その他事業直接収益	63,813	32,000	50.1	保管事業総利益	14,215	11,710	82.3	
	その他経常収益	6,200	8,979	144.8	宅地等供給事業収益	27,766	33,100	119.2	
	小計	838,292	770,435	91.9	宅地等供給事業費用	6,351	5,390	84.8	
信用事業費用	資金調達費用	27,128	29,795	109.8	宅地等供給事業総利益	21,415	27,710	129.3	
	(うち貯金利息)	(26,205)	(28,318)	(108.0)	福祉事業収益	85,335	92,620	108.5	
	(うち給付補填金繰入)	(194)	(260)	(134.0)	福祉事業費用	24,977	26,025	104.1	
	(うちその他支払利息)	(728)	(1,217)	(167.1)	福祉事業総利益	60,357	66,595	110.3	
	役務取引等費用	7,374	7,200	97.6	その他事業収益	15,963	12,000	75.1	
	その他事業直接費用	25,200	-	-	その他事業費用	4,895	2,552	52.1	
	その他経常費用	△ 9,792	68,046	△ 694.9	その他事業総利益	11,067	9,448	85.3	
	小計	49,910	105,041	210.4	指導事業収入	4,395	4,800	109.2	
	信用事業総利益	788,382	665,394	84.3	指導事業支出	27,005	25,098	92.9	
共済事業収益	共済付加収入	419,766	445,000	106.0	指導事業収支差額	△ 22,609	△ 20,298	89.7	
	共済貸付利息	125	-	-	事業総利益	1,786,158	1,732,560	96.9	
	その他の収益	31,907	28,000	87.7	事業管理費	人件費	1,118,863	1,132,821	101.2
	小計	451,799	473,000	104.6		業務費	138,809	151,003	108.7
共済事業費用	共済借入金利息	125	-	-		諸税負担金	68,747	71,923	104.6
	共済推進費	12,420	16,500	132.8		施設費	358,466	286,768	79.9
	共済保全費	3,474	3,300	94.9		その他事業管理費	18,362	14,499	78.9
	その他の費用	4,422	2,500	56.5	計	1,703,249	1,657,014	97.2	
	小計	20,442	22,300	109.0	事業利益	82,909	75,546	91.1	
共済事業総利益	431,356	450,700	104.4	事業外	収益	85,044	72,425	85.1	
購買事業収益	購買品供給高	1,314,852	1,442,131		109.6	費用	743	668	89.9
	購買手数料	5,023	5,600		111.4	計	84,301	71,757	85.1
	その他の収益	44,270	47,300	106.8	経常利益	167,210	147,303	88.0	
	小計	1,364,146	1,495,031	109.5	特別	利益	42,636	-	-
購買事業費用	購買品供給原価	1,089,628	1,204,078	110.5		損失	724,319	-	-
	その他の費用	46,244	48,120	104.0		計	△ 681,683	-	-
	小計	1,135,873	1,252,198	110.2	税引前当期利益	△ 514,472	147,303	△ 28.6	
購買事業総利益	228,273	242,833	106.3	法人税・住民税及び事業税	64,892	47,303	72.8		
販売事業収益	販売品販売高	1,611,518	1,974,600	122.5	法人税等調整額	△ 177,218	-	-	
	販売手数料	15,130	11,604	76.6	当期剰余金	△ 402,146	100,000	△ 24.8	
	検査手数料	4,176	2,635	63.0					
	その他の収益	46,337	36,299	78.3					
	小計	1,677,164	2,025,138	120.7					

退任理事に対する退職 慰労金の支給について

下記理事の12氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。在任期間中の労に報いるため、当組合における「役員退任給与支給内規」に基づき総額1,624万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、理事会にご一任願いたいと存じます。退任理事各氏の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
設 楽 憲 一	平成20年3月 常務理事 平成23年3月 専務理事 平成26年3月 代表理事組合長 令和2年3月 退任
西 山 重 男	平成26年3月 専務理事 令和2年3月 退任
瀧 澤 良 一	平成14年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
大 木 清 志	平成20年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
山 口 和 久	平成20年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
大 木 正 義	平成26年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
岡 野 貴 美 江	平成26年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
加 藤 邦 雄	平成26年3月 非常勤監事 平成29年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
根 本 秀 夫	平成26年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
澤 田 節 子	平成29年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
土 肥 昇	平成29年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任
横 瀬 隆 弘	平成29年3月 非常勤理事 令和2年3月 退任

退任監事に対する退職
慰労金の支給について

下記監事の2氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。在任期間中の労に報いるため、当組合における「役員退任給与支給内規」に基づき総額153万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、監事会にご一任願いたいと存じます。退任監事各氏の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
丸 久 璋	平成20年3月 非常勤監事 平成26年3月 常勤監事 平成27年9月 非常勤監事 令和2年3月 退任
岩澤 潤一	平成30年3月 非常勤監事 令和2年3月 退任

第10号議案

役員を選任について

本総代会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了となります。つきましては、理事21名、監事5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監事の議案につきましては、監事の過半数の同意を得ております。理事及び監事候補者は次のとおりであります。

候補区分	氏名	略歴	所見	構成要件の表示
理事	たかいし しげお 高石 繁男 (昭和31年10月24日)	平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	JA成田市のビジョンJA成田市の基本理念を目標に、近づけるようにします。	認定農業者
理事	ねもと まさひろ 根本 雅裕 (昭和29年3月13日)	昭和47年4月 農業 現在に至る	成田市農協の発展の為に何が出来るか、何をすべきか考えます。	認定農業者
理事	させ ひろかず 佐瀬 弘一 (昭和29年3月12日)	平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	組合員によりそい組合と地域農業に寄与するよう努めます。	実践的能力者
理事	たかつ かずひこ 高津 和彦 (昭和32年10月2日)	昭和50年4月 農業 現在に至る	皆様の力を借りながら成田市の農業の発展の為に一生懸命努力してまいります。	認定農業者
理事	はたや きみお 幡谷 公生 (昭和28年9月23日)	平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	JA成田市と組合員の発展向上に寄与するとともに、経営安定に努めてまいります。	実践的能力者
理事	くめ たかし 久米 健 (昭和39年2月9日)	平成18年3月 農業 現在に至る	JA成田市のより一層の発展と組合員の為に一生懸命頑張ります。	認定農業者
理事	なるげ ゆきお 成毛 幸夫 (昭和31年9月3日)	昭和52年4月 農業 現在に至る	JA成田市の発展及び組合員の生活向上を目指し努力します。	認定農業者
理事	いそめ まさよし 居初 正芳 (昭和30年1月11日)	平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	組合員の組合員による組合員のための組織だという原則を持って取り組みます。	実践的能力者
理事	かんざき さとる 神崎 諭 (昭和31年2月28日)	平成28年3月 千葉県教育委員会退職 現在に至る	JA成田市のために、少しでもお役に立てるよう、微力ですが精一杯努めてまいります。	実践的能力者
理事	くりはら ひろゆき 栗原 廣行 (昭和30年12月25日)	平成29年3月 JA成田市常務理事 現在に至る	経験を活かし、変化に対応できる強い組織作りに向けて努力します。	実践的能力者
理事	こうの しょういち 河野 正市 (昭和28年2月4日)	昭和46年4月 農業 現在に至る	不慣れな役割ではありますが、地域、JA成田市の発展に貢献できるよう務めさせていただきますと思います。	実践的能力者
理事	たかなし まこと 高梨 誠 (昭和42年11月22日)	平成29年3月 JA成田市非常勤監事 現在に至る	地域に適応した農業所得の向上と、必要とされるJAを目指します。	認定農業者
理事	たきざわたかよし 瀧澤 隆義 (昭和42年1月7日)	平成6年4月 農業 現在に至る	選任頂いたからには出来る限りの力を尽くして業務にあたりJA成田市を盛り上げていきます。	認定農業者
理事	いとう いちお 伊藤 市雄 (昭和31年2月3日)	昭和49年3月 京成電鉄(株) 現在に至る	農業発展の為、組合員の意見に耳を傾け、尽力をつくしてまいります。	
理事	しのだ さだお 篠田 貞夫 (昭和25年6月20日)	平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	田畑作の継続(維持)の仕組作り力を入れて、農協と農家の関係強化を図ります。	実践的能力者
理事	よしかわ ひろし 吉川 弘 (昭和27年11月4日)	平成23年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	農協の発展に尽力いたします。	認定農業者
理事	いしわたじゅんいち 石渡 潤一 (昭和25年10月8日)	平成20年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	組合員の生活の向上又経営安定に尽力いたします。	認定農業者

候補区分	氏名	略歴	所見	構成要件の表示
理事	さいとう きょういち 齊藤 孝壹 (昭和27年2月19日)	平成23年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	組合員の地位向上の為微力ながら尽力いたします。	実践的能力者
理事	おおみかわ みつこ 大見川 美津子 (昭和29年8月21日)	昭和59年9月 農業 現在に至る	JA女性部運営に、明るく楽しく、地域社会の発展に協力してまいります。	
理事	こさか みえこ 小坂 美恵子 (昭和29年11月18日)	昭和59年4月 農業 現在に至る	地域に貢献することを念頭に向上心をもって勉強させていただきます。	
理事	すずき よしのぶ 鈴木 良信 (昭和36年12月23日)	令和2年3月 JA成田市退職 現在に至る	組合員の皆様と共に歩むため、JAの安定した基盤を構築します。職員の経験を生かし誠心誠意取組む覚悟です。	専門的有識者
監事	せいみや たけし 清宮 健 (昭和28年2月3日)	平成10年9月 アパート・マンション経営 現在に至る	JA成田市の監事に選任されましたら、精一杯努める所存です。宜しく申し上げます。	
監事	うえはら ひでたか 上原 英隆 (昭和26年11月9日)	平成26年3月 JA成田市非常勤監事 平成27年9月 JA成田市常勤監事 平成29年10月 JA成田市代表・常勤監事 現在に至る	自己改革を推進し持続可能な経営基盤の強化確立に努めます。	
監事	たかなか あきら 高仲 晃 (昭和50年1月8日)	平成9年4月 農業 現在に至る	若輩者ですがJA成田市の組合員の皆様のお役に立てる様に頑張ります。	
監事	さかい やすひろ 酒井 康博 (昭和31年10月23日)	平成31年4月 農業 現在に至る	組合員の経営安定と、コンプライアンスの徹底に尽力いたします。	
監事	ののみや ひでき 野々宮 秀樹 (昭和25年8月22日)	平成26年3月 JA成田市非常勤監事 現在に至る	JA成田市の組合員、利用者の信頼に応える健全な運営に努めます。	

野々宮秀樹氏は員外監事候補者であります。

注. 野々宮秀樹氏を員外監事候補とした理由は同氏の職歴から専門能力及び経験を当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事として選任をお願いするものであります。

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 平成31年3月14日変更の主な内容

平成31年3月14日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認されました。

総合事業経営の継続を第一として、総合事業経営はJAのみに認められているとの認識のもと、個々の経営体およびJAバンクシステムの健全性・安全性について、社会全体から盤石の信頼を得るため、主に以下のとおり変更され、適用されることとなりました。

- (1) 中央会系統の組織変更に伴う対応
 - a 従来、中央会系統と共管してきた要改善JA制度について、所要の指導範囲の見直しを行ったうえで、JAバンク単独の制度として再構築する。
 - b 必要があるときは、中央会系統と連携を図る旨を規定する。
- (2) JAバンク指導範囲の見直し
 - a 要改善JA指定基準について、ストレステスト後自己資本比率に一本化のうえストレステスト内容を拡充する。
 - b 資産精査実施基準について、経営体力に比して投資規模が大きなJAなどを対象先に追加する。

-
-
- c 風評リスクや総合事業運営に疑義が生じるリスクに対処するため、経営に重大な影響を及ぼしうる事案は、信用事業に限らず指導対象とする。

(3) その他

- a 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合の J Aバンク指導の枠組みを追加する。
- b 東日本大震災の震災特例支援の終了に伴い、当該支援に関する項目を削除する。
- c 系統預け金の預入義務について、農林中金の預金施設見直しに伴う必要な手当てを行う。

(4) 適用日

各変更項目の適用日は以下のとおりです。

- (1) a、b、(2) c：令和元年9月末
- (2) a、b：令和2年度（令和1事業年度決算報告から）
- (3) a：令和元年度
- (3) b、c：当該承認の日

以上

議 決 権 行 使 書

成田市農業協同組合 御中

私は、令和2年3月28日開催の貴組合総代会における各議案につき、下記（賛否表示欄を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

令和2年3月 日

組合員氏名 _____

議決権行使個数 1 個

議 案	賛 否 表 示 欄	
第1号議案	賛 成	反 対
第2号議案	賛 成	反 対
第3号議案	賛 成	反 対
第4号議案	賛 成	反 対
第5号議案	賛 成	反 対
第6号議案	賛 成	反 対
第7号議案	賛 成	反 対
第8号議案	賛 成	反 対
第9号議案	賛 成	反 対
第10号議案	賛 成	反 対
附 帯 決 議	賛 成	反 対

切
り
取
り
線

(注) 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

氏 名 _____

印

※議決権行使書面の記載に当たっての留意事項

議決権行使書面は次により取り扱いますので、ご留意のうえ、議決権を行使いただきたくお願いいたします。

- 1 書面による議決権の行使については、当組合の定款第49条の規程により取扱います。
- 2 書面により議決権を行使する場合は、総代会資料に添付してある「議決権行使書面」用紙に必要事項を記載し、令和2年3月27日午後5時までに当組合各支所宛にご提出ください。
- 3 賛否のご記入は、黒のボールペンをご使用いただき、はっきりと○印をご記入ください。賛成・反対欄に○印の記号のほか他事を記載したものは無効となる場合があります。
- 4 次の各号に該当する議決権行使書面は、「無効」として取扱います。
 - ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② 署名または記名押印のないもの
 - ③ 氏名を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ④ 賛否を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ⑤ 賛否を訂正しているもので、訂正印の印影が、記名押印の印影と異なるもの
 - ⑥ 賛否の欄に○印の記号のほか他事を記載したもの
ただし、次の場合は有効とします。
 - (1) 賛成に○印があり、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (2) 賛成に×印があり、反対に○印を記入したもの（反対）
 - (3) 賛成に表示がなく、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (4) 賛成に×印があり、反対に表示のないもの（反対）
 - ⑦ 賛成及び反対の双方に○印の記号を記載したもの
 - ⑧ 賛成又は反対のいずれかに○印の記号を記載したものか確認し難いもの
- 5 議決権行使書面を申し出により再発行したときは、再発行した議決権行使書面を有効として取扱います。
- 6 議決権行使書面は、農協法第16条8項で準用する会社法第311条に基づき、総代会の日から3箇月間、本所に備置し、正組合員から適法・適正に請求があれば、閲覧・謄写に応じることになっています。

委任状

成田市農業協同組合 御中

令和2年3月 日

住 所

正組合員氏名

印

私は、_____を代理人として定め、令和2年3月28日開催の貴組合第55回通常総代会の下記の議案について議決権を行使することを委任します。

- 第1号議案 定款の一部変更について
- 第2号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- 第3号議案 成田市農業協同組合同規約の一部変更について
- 第4号議案 信用事業規程の一部変更について
- 第5号議案 令和元年度事業報告及び剰余金処分案の承認について
- 第6号議案 令和2年度事業計画設定について
- 第7号議案 令和2年度における理事及び監事の報酬について
- 第8号議案 退任理事に対する退職慰労金の支給について
- 第9号議案 退任監事に対する退職慰労金の支給について
- 第10号議案 役員を選任について
- 附帯決議
- 報告事項

以上

切り
取り
線

みんなの役割り

■ 組合員の役割り

1. 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
2. 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
3. みんなで決めた申し合わせには従います。
4. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。
5. 協同の力で、仲間同士助け合います。
6. 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
7. 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
8. 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
9. 研修会や講習会にはすすんで出席し、共同意識を培います。
10. 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

■ 役員の役割り

1. 組合員の意志を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
2. 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
3. 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
4. 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
5. 出身地区の組合員だけでなく、組合員全体の代表として行動します。
6. 市町議会議員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
7. 職員の立場を十分に尊重し、共に励まし合います。
8. 組合の事業、施設を率先して利用します。
9. 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
10. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。

■ 職員の役割り

1. 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
2. 組合員との対話を深め、その意志反映と、信頼関係の向上につとめます。
3. 事業の方針や内容をよく理解し、目標達成に励みます。
4. お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
5. 常に研鑽に努め、職務に必要な知識技能の向上をはかります。
6. 明るく、礼儀正しく、親切な態度で応対します。
7. 規律を守り、時間を大切にし、誠実に行動します。
8. 健康管理に努め、意欲と責任感をもって業務に取り組みます。
9. 組合の施設を大切にし、常に整理整頓に努めます。
10. 組合の事業を率先して利用します。



成田市農業協同組合

本 所

〒286-0013 千葉県成田市美郷台三丁目16番地6

ホームページアドレス <http://www.ja-narita.or.jp>

総務課	0476-22-6711	監査室	0476-22-6807
経理課	0476-22-6739	共済課	0476-22-6713
金融課	0476-22-6715	共済普及課	0476-22-6714
金融渉外課	0476-22-6796	本所内FAX	0476-22-6718

JAくらしの相談センター(本所1F)

生活課	0476-22-6716	ローンセンター	0476-24-2926
F A X	0476-22-6931		

公津支所	〒286-0004	成田市宗吾三丁目470番地1	電話0476-26-9121
久住支所	〒286-0819	成田市久住中央一丁目6番地1	電話0476-36-1101
遠山支所	〒286-0127	成田市小菅1417番地1	電話0476-35-0511
中央支所	〒286-0013	成田市美郷台三丁目16番地6	電話0476-22-6712
酒々井支所	〒285-0927	酒々井町酒々井1670番地1	電話043-496-0291
営農部			
営農指導課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-6717
購買課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-20-1971
加工販売課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1341
園芸課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1541
燃料事業所			
NACS酒々井・LPG	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-2036
農産物直売所酒々井店	〒285-0927	酒々井町酒々井1677番地	電話043-496-1000
農産物直売所宝田店	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-24-8611
農業機械事業所			
宝田農機センター	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-3815
十余三農機センター	〒286-0101	成田市十余三68-45番地	電話0476-36-1546
酒々井農機センター	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-9687
ケアセンター美郷	〒286-0013	成田市美郷台一丁目15番地10	電話0476-23-7711